

●香川県監査委員公表第44号

平成29年11月7日付けで提出された住民監査請求について、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年12月26日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 井上 存身
高松市 太田 安由美

2 請求書の提出

平成29年11月7日

3 請求の内容

(以下、平成29年11月7日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

(1) 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「平成29年度・香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員6名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 事案の概要および個別外部監査を求める理由

本件は、香川県議会議員らにより、不必要かつ不適切な海外行政視察（以下、「本件海外視察」と略す）が実施され同県から視察費用として多額の公金が支出されたが、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、香川県に生じた損害を補填すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

ただ、同趣旨の先行する2件の住民監査請求の結果、残念ながら監査委員による監査では、2監査委員の意見が分かれ、「本件視察団に係る公金の支出の適否について」「監査結果の決定をなし得ない」という「結論」しか出されていない。少なくとも過去28年間、香川県の監査ではなかった異常な事態である。これによって、「監査」への香川県民の信頼は大きく損なわれてしまった。

それ故、「監査結果の決定」を求める請求人は、監査制度の充実を図る観点から導入された「外部監査人による監査」を求める。

本県における「監査機能に対する住民の信頼を高める」ためにも、是非、外部監査人による監査を経て、「監査結果の決定」を成していただくよう心から求めます。

イ 本件の経過

(ア) 本件海外視察

平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

(イ) 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画（情報公開された資料を見る限り企画書は存在しない）し、視察後、訪問又は視察先等に関する「視察報告書」（添付書類B）を作成・提出しているが、「自らのfacebook」上だけで公開し、無断複製を禁止している。

(ウ) 香川県議会は、本件海外視察について、平木享団長以下（添付書類Bの）6議員を派遣する旨の決定をした（以下、「本件派遣決定」と略す）。

(エ) 本件海外視察に対して、香川県は、別紙（事実証明書①）記載の海外旅費等を支出した（以下、「本件公金支出」と略す）。

(オ) 現在に至るまで、香川県から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。

ウ 必要な措置を講ずべきことについて

(ア) 本件海外視察について支出された9,910,279円（事実証明書②2枚分の合計：以下「990万円」と略す）の公金支出については、以下に述べるとおり、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、係る実態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

(イ) 関連規定

香川県議会会議規則第125条は「地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。

また地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

(ウ) 海外視察における違法性の判断枠組

a 前項のとおり、香川県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決（平成26年5月19日最高裁第一小法廷 上告棄却により確定）が以下のとおり判示しており、本件でも参照されるべきである。

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される」（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照）。

（下線部は請求人による。以下同じ。）

「議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関

連する分野について、海外事情の調査、研究』をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合などには、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」（上記、東京高裁判決。）

- b 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等）、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか（一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等）等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。
- c 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にではなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

(エ) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

a 全体的に問題だらけ

- (a) 「平成29年6月1日～9日の香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」の視察目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」であり、6名の議員を派遣している。しかし、本件議員派遣を議題とした平成29年5月香川県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。
- (b) しかも、臨時会での質疑で唯一、具体的に示された「ソーラー技術専門見本市の視察」だが、ミュンヘン滞在2日目・6月2日の9時～16時、ミュンヘン市内で開催中であった見本市「Intersolar Europe 2017」（事実証明書②）最終日の会場を訪れることもなく、その時間をニンフェンブルグ城や仕掛け時計などの観光およびビアホール（ホフプロイハウス）での昼日中からのビール飲酒などに充てている。まさしく議会への背信行為であり、6人の旅行目的が「観光」であったことは明らかである。

注：欧州のテロ情勢などにより旅行代理店による「見本市」チケットのまとめ取りが無理だったとしても、個々人が英文サイトでクレジット決済すればチケットは入手でき「見本市の視察」は充分可能だった。この点は、準備段階の関係職員に是非とも確認していただきたい。

伊藤邦行氏らによる住民監査請求に対する平成29年11月2日付監査結果p. 31

によれば——「個人情報保護の観点からも入手が困難」などと議員らを庇っているが、他の多数の参加者ができていることを議員らができない、などということはありません。

そもそも、議員6人に随行職員2人と添乗員という多人数の派遣なのだから、例えば、3人がチケット個別購入をして「見本市」、残る3人は「バイオマス発電」など、分担する方法がいくらでもあった。

にもかかわらず、その努力を放棄したことは、議会発言に全く責任を持たない、議会無視の姿勢と言わざるを得ない。

(c) 前述した東京高裁平成25年9月19日判決にあるように、このような議員派遣の決定は、議会の議決があっても、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。

(d) 平成29年7月21日、フジテレビ系列で全国放送された「金曜プレミアム・実録！金の事件簿2～こんな奴らは許さない～」(事実証明書③DVD)の番組の中で、本件視察が取り上げられた。これによると、上記、昼間のビアホールでの飲酒直後に「地熱発電施設」に行き、酩酊状態で「視察」をしたことが推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容であることも重大な問題である。

この酩酊状態での「視察」については、同年9月21日に開かれた香川県議会の議会改革検討委員会での「視察内容に関する説明」(以下、「9/21説明」と略す)で本件海外視察の平木享団長が認め(事実証明書⑨と⑩の「毎日新聞」「朝日新聞」)、「誤解を与える行動」などと言いつけているが、実は、これこそが本件視察の本質を象徴する行動である。

そもそも「地熱発電」は、各種調査の結果、香川県では地下水温が低すぎて実用化できないことがはっきりしている発電方法である。平木団長が「9/21説明」の中で、自ら「科学的ではないが」と前置きして語った根拠のない夢想はともかく、少なくとも6議員が議員でいる時代に、香川県で地熱発電が計画～実用化される可能性はゼロ(事実証明書⑩の1、2)である。

このことは、9月定例議会で本件海外視察団の一人・高木英一議員が「本県ではバイオマス発電、小水力発電に特化すべき」と発言して認めている(fの(c)で後述)。

つまり「地熱発電所」は視察先として最も相応しくない場所と言え、地熱発電所「視察」の費用対効果はゼロ以下(ドイツにおける「日本人の酩酊議員が視察」の悪評判も含めて)と言う他はない。

ウンターハヒング地熱発電所は、今回の旅行業者JTBの資料によれば「ミュンヘンの南10km」にある(事実証明書⑨の4)。ドイツは「バイオマス発電」や「風力発電」が盛んで、多様で柔軟な電源の組合せに挑戦している最先進国(事実証明書⑩セット)なのだから、香川県政に活かせるこれらの施設をこそ視察すべきなのに、“観光地に隣接する”ウンターハヒングの「地熱」施設に寄ったこともまた、この「視察」が観光旅行にすぎないことを示している。

(e) 6月3日～5日は、議員らの報告書を見ても、上記番組で放映された通り、典型的なスイス観光三昧とショッピングの3日間である。報告書の内容も、観光ガイド

の説明に加えて、多数の「他人の情報の無断引用」で作られていることは、平成29年8月28日フジテレビ「みんなのニュース」で特集（事実証明書④DVD）されている通りである（事実証明書⑤など、以下で大量に例示）。

- (f) その後の3日間に訪れた観光局や日本領事館やパルマ市庁舎なども“視察だと強弁するためのアリバイ”的に短時間寄っただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。とりわけパルマ市庁舎には、6人もの議員が何ら具体的提案も持たずに“アリバイづくり”的に訪問しており、パルマ市長らが6人の観光接待（工場でのハム・ワインの試食など）をさせられたとも言える。

9月21日の議会改革検討委員会の席上、平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中に、「パルマハム工場視察」における「生ハム飲食」「ワイン飲酒」の事実確認の間があり、また、その時間帯が「6月7日の12時～」であるという指摘もあった。それに対し、平木団長は委員の指摘を認め、これが「食事会」だったと「説明」し、「お金は割り勘で払った」と付け加えた。

6議員の「視察報告書」29頁では「交流会とパルマハム工場視察」と書いているが、平木団長は自ら「食事会」であったことを明らかにした。「パルマハム工場視察」は飲食接待であり、工場による説明などは“香川県政に活かさない”形式的な“アリバイ”だったと捉えるべきだ。

そもそもパルマ市長選挙（投票は6/11＝事実証明書④のA B）最終盤の混乱期に、選挙戦で走り回る市長を「表敬訪問」するなど迷惑千万で非常識きわまりない。観光旅行のための「交流協定」悪用であり、費用対効果マイナスと言う他ない。

もしも香川県とパルマ市の「交流協定」を「アリバイ」にした今回の観光旅行を「よし」とするなら、今後とも今回の如き無内容な訪問で接待強要が繰り返されることとなり、国際友好関係の阻害要因ともなる。

- (g) 県民からは「現地でのインタビューの中で、視察目的・内容を訊かれてもまともに答えられなかった。」「全く無関係の行き先を何度も口走っていた。それが実態だ」「周辺情報で水増しして、報告書だけ体裁を整えて出すこと自体が詐欺的犯罪だ」という声が多く寄せられている。今後、報告書の体裁だけを整えておけばよい、という風潮が広がらないためにも、とりわけ厳しい監査が求められる。
- b “視察目的も視察先も示さない3カ国旅行”を丸投げ公募～その後も、内容の主体的追加はゼロ

本件海外視察は3月9日の「視察団派遣業務」の公募段階から、その「目的」が「議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てることを目的とする」（事実証明書⑥の2枚目）などという全く無内容な発注であった。公募段階の「日程案」（同⑥の4枚目）を見ても、3カ国の地名とミラノの「総領事館」と「世界遺産スイスアルプス ユングフラウ」が記されているだけである。

つまり、3カ国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の「県政へ反映し役立てる」ための具体的“視察目的”も“視察内容・視察先”も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。

また、日程設定にも重大な問題がある。植田真紀氏らによる住民監査請求に対する平成29年10月20日付監査結果（以下、「10/20監査結果」と略す）p.64によれば——本件視察団派遣の「視察先の決定の経緯について、……『まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し……視察を行うことが計画された』」と確認している。ところが、本件視察団がパルマ市長を訪問した6月7日は、前述した通りパルマ市長選挙の最終盤であり“最も市長を訪問してはいけない時期”であった。

「交流協定」の相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで日程が設定されており、どう考えてもパルマ市長は香川県に対してプラス印象を持ったとは思えない。自分たちの観光のことばかり考える自分勝手な6議員は、県民からの貴重な税金を使っている意識が皆無である。

注：旅行直前の5月県議会臨時会で6議員が唯一、具体的に提示した「ソーラー技術見本市の視察」は旅行代理店JTBが選び、公募コンペに提案した「視察先」（事実証明書⑦：証拠書類が膨大になるので関係ページのみ添付）だ。しかも、INTERNET SOLAR EUROPE 2017を主要視察先に提案したJTBを「選定」したのは県議会事務局の4職員（事実証明書⑧）であり、6議員は全く関与していない。

また、旅行代理店JTBが出発前に用意した「旅程表」（事実証明書⑨）を見てみると、3、5、6、8の各ページは大見出しこそ「……視察」となっているが、その下には実態を反映して「ミュンヘン市内観光」「ルツェルン観光」「ユングフラウヨッホ1日観光」「ミラノ市内観光」と明記されており、9枚目の「ミラノ視察」に至っては「美味しいお土産が一堂に揃う」「イーターリー」デパートの説明しかない。これこそが本件海外視察の真実である。

加えて、同時期に旅行した香川県議会別会派の「スペイン・ポルトガル・フランス視察団」については、「10/20監査結果」p.60で監査委員は「視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行った」と評価して、「視察の目的や視察先について、委託業者任せにしていたということとはでき」ない、と結論づけている。

この監査委員の論理で本件視察を吟味すれば、「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていない（事実証明書⑦の1と⑨の1、2との比較）ので「議員が主体的に視察地の選定を行った」と言えない。つまり、監査委員の観点から見ても本件視察は「委託業者任せにしていた」ことが明らかである。

私的観光旅行に浪費された990万円は返還されねばならない。

c 「視察報告書」の虚偽記載と盗作

(a) 事実証明書④のDVD後半（19分前後）で、当該視察団の平木享団長は「視察報告書」11頁2行目で「今回訪問させていただいた」と明記していた「視察」先であるルツェルン・カルチャー・コンGRESSセンターを“訪問していない事実”（「前を通った」だけ）を、フジテレビ報道局に対して認めている。観光ガイドはされても、決して視察ではない。

この虚偽記載が暴露された経緯も上記DVDで描かれている。「視察報告書」の12頁に使われた「ルツェルン・カルチャー・コンGRESSセンター」の写真が、インタ

ーネット上（以下「ネット上」と略す）の『ウィキペディア』の「ルツェルン音楽祭」ページに掲載された写真を盗用したものだという事実を認めざるを得なかったことが発端である（事実証明書⑩）。

調べてみると、「視察報告書」の当該11頁の第1段落および直前の10頁最終段落の文章も、同『ウィキペディア』の「ルツェルン音楽祭」ページから無断で引用した「切り貼り」文章である（同じ⑩）。

また、11頁の第2段落はネット上の「スイス政府観光局」日本語ページからの無断引用「切り貼り」文であり（事実証明書⑪）、自分勝手な切り貼りで書き変えたために、例えば当該段落2行目「……建国ゆかりの地や礼拝堂など」などと誤った内容になっている。正しくは観光局の文章通り、テル礼拝堂そのものが「建国ゆかりの地」（事実証明書⑫）である。

結局、訪問してもいない施設を「訪問させていただいた」と虚偽記載し、ネット上から盗んできた写真を載せ、ネット上から盗んできた文章を誤った内容に書き変えている事実が、この「視察報告書」の本質を如実に示している。

それを踏まえた上で11頁第3段階を見てみると、視察もしていない議員たちが、視察したふりをして、香川県の観光政策についてあれこれ開陳し、最後に「この地での視察内容を今後の県政に反映してまいりたい。」と書くに至っては、その嘘つき度合の凄まじさもここに極まればである。

- (b) 10頁「報告」の第2段落の出だしはネット上のJTBの「ライオン記念碑」からの引用（事実証明書⑬）であるが、ここでもまた重大な問題が事実証明書④のDVD後半（16分前後）で暴露されている。

10頁第1段落の最後に「調査を行った」と書き、第2段落にも「どうPRし、観光振興に生かしているのかを聴取し」「有益な情報を得ることができた」と書いているが——密着していたフジテレビ報道部に「5分しかいなかった」「そうした行動はありませんでした」と追及されると、平木団長は「ああそうですか」「そうですねハイ」と不貞腐れつつ認めている。

(a)で明らかにした「虚偽記載」がここでも（聴取して有益情報を得たというウソ）行われている。だから、「有益な情報」なるものの内容が全く書かれないまま、続く第3段落は観光中に印・中の団体客が多かった印象と、ネット上の「スイスを発見する・観光産業」ページ（事実証明書⑭）等からの無断引用や添乗員情報などで作文しており、県政に役立つはずがない。

- (c) 訪問せず聴取していないのに、平気で「訪問させていただき」「聴取し」と「視察報告書」に書く。ここに至っては、990万円返還は当然のこととして、それ以上に議員としての根本的資質を問わなければならない。

d 相手側参加者名が記された、スーツ着用の「視察」「訪問」について

- (a) 本件海外視察で物見遊山の観光旅行を行った6議員は、事実証明書③DVDの番組が放映される前後からあわてて「視察報告書」を作成したと推察される。その際、スーツを着た上での本来の「視察」「訪問」については、番組で建物に入った時刻から出た時刻を放映されて「あわせて4時間あまり」と暴露されているので、「視察報告書」には以下のように「開始時刻」しか書かず、通常の報告書で書かれてい

るはずの「終了時刻」を空白にしている。

7頁のウンターハヒング……「6月2日（金）13：30～」

（「10/20監査結果」p.39では1時30分から3時……90分。）

23頁のツェルマツ観光局……「6月6日（火）9：00～」

（「10/20監査結果」p.41では9時から10時20分……80分。）

27頁のパルマ市庁舎……「6月7日（水）11：00～」

（「10/20監査結果」p.42では11時から11時45分……45分。）

32頁のミラノ総領事館……「6月8日（木）10：00～」

（「10/20監査結果」p.42では10時から10時40分……40分。）

単純合計だと255分（4時間15分）となるが、実際には4ヵ所それぞれで、館内に入って出るまで間には待ち時間や終了後の待機・休憩時間もあつたと想像され、4ヵ所合計時間が「4時間にも満たない」とも考えられる。「視察報告書」の「終了時刻」が空白であるのは無責任そのものであるが、同時に、少ない「視察」時間を胡麻化したい事情を伺わせる。

ちなみに、「視察報告書」29頁～30頁の「パルマハム工場視察」を請求人が「視察」時間に計算しない理由は、前述した通り、ハム・ワインの“飲食接待”「食事会」であつたからだ。事実証明書④DVDのニュースではワイン飲酒の様子が放映されている。「ハム」は随行職員に聞くと「食べた」と正直に教えてくれたので、必要なら聞き取りをお願いしたい。

「視察報告書」の30頁第4段落で議員らが書いている通り、当該ハム工場などパルマの生ハムは“香川県には輸入不可能な製品”であり、そんな工場を今、香川県議が「視察」すべき理由はゼロである。パルマ市側もそんなことは承知の上で“接待ワイン”をふるまつたと考えるべきだ。

その観点から「視察報告書」28頁2行目のパルマ副市長の言葉「今後は、市や県といった行政単位の交流だけでなく……」は、パルマ市側の本音の表れとも読めよう。つまり“市長選の最中で忙しい時期に”議員がゾロゾロ来て接待させられるのではなく、市民同士の交流・香川県民の訪問をこそパルマ市側は求めている、という意味ではないか。貴重な県費990万円も使うなら、パルマ副市長の指摘する通り高校生などの交流にこそ使うべきである。今回、6議員が990万円を返還すれば、それをパルマの高校生を招待する形で有効に使う方法も一案であろう。

以上、中身はともかくも形式的に、「視察」と言えるかもしれないのは「4時間」である。

- (b) ところが事実証明書③DVDの番組で詳細に描かれた通り、「視察報告書」7頁～9頁に書かれているウンターハヒング地熱発電所「視察」は、直前のホフブロイハウスでの飲酒によって酩酊状態で訪問したものだから、誰が見ても「視察」に値しないことは前述した通りである。

加えて、酩酊状態ゆえメモも取っていないであろう6議員は、あろうことか「視察報告書」のこの部分に、静岡県議会議員・高田やすひさ議員が2011年に同地熱発電所を視察したネット上の視察報告を無断で盗み、盗用を気付かれないよう箇条書きに書き変えている（7頁8行目からのシステム説明のすべて。事実証明書⑥）。

他県の県議会議員の視察報告を盗作するなど、議員辞職に値するのではないかと。本件海外視察が総体的に無意味で、違法・不当な公金支出であったことを象徴している。

さらに8頁の第2段落がすべて14年も前の古い「ニュース」の文章を無断で盗み、古い数値を丸写した現時点では間違った内容の文章である（事実証明書⑤の1枚目と2枚目）。

盗んだ文章でしか「報告」できないレベルであることから考えて、7頁～8頁に書かれた香川県に関する文章は、明らかにドイツに行かなくても書ける作文である。

とりわけ8頁第4段落の「再生エネルギーの導入には、一定の限界がある」という主張については、既にドイツにおいて柔軟な電源の組合せによる発電実績が積み重ねられて（事実証明書⑩）克服してきた事実は、少し勉強すればわかることだ。ドイツまで行って「電力供給」の話の聞いたら多様で柔軟な電源活用が最大ポイントなのに、何の準備もせず行って“何も聞いてきていない”ことが良くわかるのがこの段落である。

注：更に、現在、「報告書」を情報公開請求中だが、2013年に平木団長ら6議員が属する香川県議会自由民主党議員会の鎌田守恭議員を団長に「ドイツ・クロアチア視察団」がドイツを訪問している（事実証明書④A B）。④Bによれば、クロアチアでは「世界遺産」見物ばかりなので、④Aの「目的」にある「先進的なエネルギー・環境行政の現状を調査」がドイツ訪問の主目的となる。

たった4年前に、本件海外視察と全く同じ「ドイツ」の「環境政策」視察が実施されているのだから、今年は、そもそもドイツに行くべきでなかった。谷久浩一議員と山田正芳議員にいたっては、同じ目的で同じドイツに4年に二度も行って“観光”するなど、これぞ税金の私物化の最たるもの、ではないか。（後ろめたさからか、谷久議員は初日不参加のようだが、そもそも谷久議員らは本件海外視察に行くべきでなかった、と言うべきだろう。）

(c) 以上より、(a)で形式的に認定した「視察」時間の「4時間」から地熱発電所の90分を差し引いた「2時間半」が、香川県民の感覚として「視察」と認定しうる最大限の時間である。以下、その「2時間半」の内容を検証してみる。

23頁～26頁の「ツェルマット観光局訪問」の報告は、事実証明書③・④DVDでフジテレビ報道部が当該議員らに問いかけた「香川県に高い山ないですね」という致命的な弱点を露呈している。DVD映像で、当該議員らはフジテレビ報道部の問いかけに返答できず、特に④のニュース特集の際には準備期間もあって抗弁できる機会があったのに、平木団長は何も語らなかった。標題の通り、視察でなく受け身の「訪問」姿勢だ。

人口7000人で年間200万泊もの宿泊客が訪れ、100%観光に依存している高地の自治体ツェルマットや「宿泊者や企業から徴収した財源を自主財源とする独立組織」であるスイス観光局は、香川県と違いすぎて、当県の観光政策立案のために“最も選んではいけない”不適切な“視察対象”であった。そんなことは計画段階で少し調べてみればわかることである。

(d) であるにしても、JTBの「旅程表」(前掲⑨の7:下部6行)によれば、ツェルマツ観光局では「DMOに関するプレゼンテーション」が準備され、JTBは6議員に事前に質問を伝えることを促していた。

ならば当然、議員らはせめて日本政府・観光庁の「日本版DMO」(事実証明書⑱)等について予習し、スイス版と日本版をつなぐような質問を伝えておくべきだった。

ところが、25頁～26頁の写真にはスイス側担当者がDMOを中心にプレゼンテーションしている様子が写っているのに、23頁～24頁の報告<要点>には肝心のDMOの解説がなく、ネット上ですぐ調べられる、きわめて平凡なスイス観光実態のみが書かれている。

そして、24頁の「主な質疑」も、議員が全く事前学習なしで表面的な質問をするのみで、香川県政に何かを活かそうという努力が皆無である。ちなみに質問している「ツェルマツの電気自動車」は有名なので、ネット上でいくらでも情報が得られる(事実証明書⑲)。

スイス・ツェルマツ観光局での「DMOに関するプレゼンテーション」講演は、本件海外視察の2つしかないメイン視察の他方である(1つ目は地熱発電所)。

9月21日の議会改革検討委員会の席上、委員からの平木団長に対する質問の中に、JTBの旅行日程でも明確に位置付けられている「DMO」講演の内容が「視察報告書」に書かれていない事実を指摘した上で、「DMOとは何のこと?」という単純な質問があった。ところが平木団長は一言も説明できなかった。あまりの醜態に谷久浩一議員が代弁したが、谷久議員の「説明」もスイスのDMOと「日本版DMO」の区分が全くできていない“あやしい説明”だった。

観光政策「視察」のためのスイス「視察」なのに、最も重要な「DMO」講演の内容を平木団長らが全く理解せず、それゆえ「報告書」から「DMO」そのものを消してしまった本件海外視察は、ここでも費用対効果ゼロである。

25頁2行目～12行目の内容は、ネット上でも読める山田桂一郎氏(議員らが25頁下から9行目で「観光カリスマ」と持ち上げている人物)のスイス論・ツェルマツ論(事実証明書⑳)を無断で援用しながら、矮小化してまとめた作文である。例えば山田氏の深い理論の肝心な部分「外からの人間で決めてやろうとする地域振興……は必ず失敗します」「住民の生活満足度を最優先!!にする地域づくりが必要——が議員の作文では「住民の生活満足度“も”満たす」(“”は請求人)などと改悪されている。

990万円も無駄遣いしてスイスまで行かずとも、自宅で山田氏の文章を読めば大いに学ぶことができる典型例である。なのに議員らは25頁第4段落で「書籍やインターネット上では知ることができないであろう……私たちの想像をはるかに超えた視察を行うことができた」などと、ネット上から膨大に盗用している議員らが、噴飯物の自画自賛をしている(さらなる書籍からの盗用の具体例は後述)。

まずは990万円を返還させて、その金の一部で「観光カリスマ」山田桂一郎氏を香川県に招いて多くの県民と共にお話を伺うなら、公金の使途として許容範囲かもしれない。

(e) 残るスーツ視察「1時間半」だが——27頁～28頁の「パルマ市長表敬訪問」も標題そのものが「視察」になっていない通り、お互い儀礼的な挨拶をしているだけで、6人もの議員で大仰に訪問したのに具体的な提案を持参していない。そのため、パルマ側が気を遣って、その次の「パルマハム工場」での生ハムとワインの接待を準備せざるを得なかったことは、前述した通りだ。視察でなくアリバイ的で迷惑な「訪問」である。

となると32頁～34頁の「ミラノ総領事表敬訪問」が残るのみだが、これまた議員らの認識も「視察」でなく「訪問」で、そのやりとりも本当に聞きたいならメールで聞けばわかる内容ばかりだ。盆栽ネタも32頁下から14行目に書かれている通り、視察団が以前から知っていた情報である。全体的にあまりに思いつきの質問すぎて、実際、総領事側が「資料が手元にない」（33頁4行目）ために後日回答をもらっている。

それに続く33頁のラスト2段落は、外国に行かなくとも香川県職員なら誰でも書ける作文であり、文中に無理やり「ミラノ総領事」という単語を埋め込んでいるだけだ。

(f) dの結論

990万円も支出して「視察」はアリバイ的で迷惑な役所訪問だけ、などという実態では、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は」「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に明らかに反している。990万円は返還されるべきである。

e 膨大な盗用で作られた「視察報告書」及びその致命的な誤り数点——先行した2つの監査でも盗用の半分以上を認めずに著作権法違反のまま居直っている

スーツ視察が以上のように“アリバイ的な役所への表敬訪問”だけでは、県民に納得されるわけがないだろうから、6議員はbで述べた「虚偽」に象徴されるような詐欺的作文の「視察報告書」を提出して、自らのfacebookなどで公表したと考えられる。

残る“スーツではない”観光旅行の部分も、「視察報告書」に“相手側参加者の名前がない”ことが物語るように、感想文レベルの作文であり、香川県について書かれた文章も、bでの虚偽作文の経緯と大同小異である。

そもそも視察するなら、行く前に相手に「視察目的」を伝えた上で“訪問予約”をとるのが当たり前の手順だ。であれば「視察報告書」には必ず、相手の肩書・名前が記された上で視察内容が書かれねばならない。それらが書かれていない“作文”の部分は、それだけで“視察ではなかった”ことを明示している。

ではあるが、念のため、以下、「視察報告書」の順にしたがって、無断引用、詐欺的作文、盗用したのに勝手に改変したことで間違っている等の実例と、致命的な誤りのいくつかを列挙する。

つまり、この程度の「報告」「切り貼り作文」をするのに990万円もかけて欧州に行く必要は全くなく、香川県でパソコンの前に座って書けば良いことを証明していく。

(a) 3頁「報告」の第1段階は、事実証明書④のDVD後半でも暴露されていた通り無断引用の文章で、引用元はネット上の『地球の歩き方』の「ミュンヘン旅行ガイ

ド」のページ（事実証明書②）または、それを転載した今回の旅行代理店JTBのパンフレットである。

- (b) 3頁の第2段落も事実証明書④のDVD後半でも暴露されていた通り無断引用の文章で、引用元はネット上の『ウィキペディア』の「ニンフェンブルク宮殿」および『地球の歩き方』の「ニンフェンブルク城」のページ（事実証明書②の1と2）または、それを転載したJTBのパンフレットである。
- (c) 3頁の最終段落は、ネット上の『コトバンク』の「マリエン広場」を無断引用し（事実証明書③）つつ、文の間に「中心的な」という余計な単語を付加した結果、一文中に「中心」という単語が2回登場する悪文となっている。
- (d) 4頁の第1段落も、上記『コトバンク』の「マリエン広場」を無断引用して（同じ③）文章を入れ替えて一文にしている。
- (e) 4頁の第4段落は、『ウィキペディア』の「ミュンヘン・レジデンツ」からの盗用だが（事実証明書④），“ヘルクスザールがバイエルン放送交響楽団の本拠地だ”という意味が分かっていないから、2行目がとんちんかんで正しくない文章になっている。
- (f) 4頁の下から2段落目は、タクシーがほとんどドイツ車であったことから、「ほとんどの国民が……国産車を選んでおり」という明らかに間違った（事実証明書⑤＝ドイツ国内でのドイツ車シェアは5～7割）印象を書き「愛国心」を語っている。日本にいてネットで調べた方が客観的な情報が入手できるという典型例で、観光しただけなのに無理に「報告文」をひねり出そうとすると、こういう“誤解を広めてしまう作文”になるのだろう。
- (g) 10頁の第4段落は、ネット上の『クール・スイス』の「カペル橋」からの引用（事実証明書⑥&⑨のJTB資料）だが、それよりも、1993年のカペル橋の火災消失の話を「四国八十八箇所霊場」の「木造建築物の維持・保全などを図る上での参考になった」などとコジツケルなら、世界中、どこの木造の観光地に行っても同じ「報告」作文ができることになる。

注：この後の10頁ラスト～12頁写真が、前記cの“典型的な虚偽記載”～無断引用～誤った盗用で間違った記述のページだ。

- (h) 13頁の第2段落、ドイツ・イタリアでは記述皆無のバリアフリーの話題は（独伊との比較もないし），“観光旅行中”に車いすを利用したか、ユングフラウ鉄道で車いす利用者を見たことで書いたと思われる。しかし、旅行中から「視察」を意識していたならば、写真で説明しないとわからない「手動リフト」や、アイスパレスの階段の「専用リフト」の写真を撮っているはずである。肝心の写真もない「視察報告」では、後付けで思いつきの感想作文と言うしかない。

ネット上で調べると「全ホームに手動リフト」がありその写真もある（事実証明書⑦の1）。「駅の構造でスロープが多用されている」が「観光地やホテルの段差」など「バリアフリーかと聞かれればNO」という評価もある（前掲⑦の2）。ユングフラウ山頂駅で「フォークリフトで昇降サポートをしている」動画などもあり（事実証明書⑧）、990万円を使わなくても、自宅でスイスのバリアフリーをいくらでも調べられる。

(i) 13頁の第3段落は、ネット上の「スイス山岳観光の黄金期と日本人」からの無断引用（事実証明書⑳）を中心に作文されている。

(j) 13頁の第4～第5段落は「スイス・スペシャリスト」についての概説だが、ネット上で調べてみてすぐにわかることは、この資格は旅行会社勤務者のための資格だということ（事実証明書㉑1と2）。それによってスイス政府は旅行コースを多様化して観光客を増やそうとしている。

ところが14頁第1段落は突然、日本のプロじゃない「ボランティア」ガイドへの高評価から話が始まり、「ガイド」育成の話から強引に次段落の「おせったい文化」につなごうとして失敗している。

つまり14頁の第1段落はスイスと関係ない日本のボランティアガイド論であり、しかも——「d(d)の後半」でも触れた通り、6議員は「観光カリスマ」山田桂一郎氏の文章を盗用しているくせに全く山田氏の主張を理解していない——山田氏の「日本のボランティアガイド」評価（事実証明書㉑）は、議員らが14頁の1行目に書いてある内容とは正反対で、極めて辛口である。スイスで物見遊山して山田氏の文章を理解もせず字面だけ盗用するのではなく、日本でしっかり読書し山田氏の指摘を熟考していくべきであろう。

第2段落は「バリアフリー」の単語だけ挿入した四国の遍路文化論、最後は勝手な「四国新幹線」待望論で、全くスイスと関係づけられていない。つまり、990万円の旅行とは無関係に香川県のことを作文しているだけである。

(k) 16頁の第1段階はネット上の『ウィキペディア』の「アルプトランジット計画」からの無断引用であり（事実証明書㉒の2）、第2段落も同じものからの無断引用（事実証明書㉒の1）である。

第3段落の5行目以後は、ネット上の「スイスの歩き方」からの無断引用である（事実証明書㉓）。

(l) 16頁の最終段落と17頁の第2段落の前半はネット上の古いニュース「スイス2050年までに『グリーン経済への移行』の国民投票否決」等は無断引用～改変したものだ（事実証明書㉔の1）。後述する通り、「否決」は古い情報であり、議員らの訪欧の少し前に実施された新しい国民投票では「脱原発など」提案が可決されている。本当に現地に行ってきたかどうかすら疑われる、致命的な誤りである。

その誤りだけでなく、17頁の1行目の「日本人の場合では、2012年時点で1.6個分となる」という「説明」の間違いにも気付かずに議員らは作文を続けている。

そもそも、スイス人の平均資源消費量だと地球「2.8個分が必要」なのに、あまり変わらない程度に資源消費している我われ日本人の平均資源消費量で、突然「1.6個分」と聞いて“おかしいな??”と気付かない時点で議員失格とも言える。

ネット上でニュースをさがすと、昨年11月12日夕刊の「東京新聞ほっとweb」に正しい数値がある。上記と同じ2012年の資料によれば、日本人の平均資源消費を全世界の人々がすれば地球が「2.9個分」必要であり、実は、スイス人よりも日本人の方が平均資源消費量が多い（事実証明書㉔の2）。

地球「1.6個分」というのは、“発展途上国を含む全世界平均”の資源消費量でも、今の消費量だと地球1個では足りないという数値だった。

わが日本がスイスと同様に資源消費が激しいという最低限の基礎知識があれば、17頁の“他所事の作文”ではなく、本気で香川県での“資源消費を減らしていく政策”について本やネット情報で「スイス緑の党」に学んで書けたかもしれない。誠に致命的な無知と言うしかない。

さらに、6月初旬に本当にスイスのちゃんとした担当者に電力の話を書けば、わずか2週間前に実施したばかりの国民投票で「脱原発+再生エネルギー促進+省エネ」案が可決された（事実証明書③⑤）話が出ないはずがない。古い「否決」情報（17頁の7行目）だけ書いて直近の最新情報から学ばない“誤った報告書”を世に広めるようでは、スイスに行った意味が全くない（次ページでも触れる）。

以上のように、あまりの認識不足と混乱ゆえに17頁の最終段落のごとき、その前の話とつながらない別の話を作文してしまう。6議員は外国旅行に行く前に、もっと日本でニュースを読み現状を深く認識せねばならない。

(m) 18頁の「カートレイン」の写真・左側は、またまたネット上の「個人のブログ」からの盗用である（事実証明書③⑥）。6議員の順法意識の欠如は議員にあるまじきレベルである。

(n) 19頁の第1～第3段落の中心部分は、前述「d(d)の後半」でも盗用していた相手・山田桂一郎氏の共著『観光立国の正体』の「ブルガーゲマインデ」（事実証明書③⑦の1）の節、およびネット上の「マイ大阪ガス」ページ（事実証明書③⑦の5～6）からの無断引用である。

そもそも、③⑦の1=p.54を読めばわかるように「ブルガーゲマインデ」を「住民自治経営組織」と表現するのは山田氏オリジナルの思い切った意識であり、議員らの説明文もこの書籍などからつまみ食いしたものだ。

注：この続きの20頁の1～6行は、「事実証明書⑤」の3～5枚目で証明した通り2つのネット文書の盗作であり、かつ文を繋ぎ替えている。

(o) 「事実証明書⑤」にも記しておいたが、20頁第2段落の最後は“あやしい説明”であり、それゆえ、第3段落の香川県の話は第2段落と論理的につながっていない。単なる“交通”つながりだけで、旅行と無関係の作文である。

また、第4段落以降の内容は、物見遊山の観光旅行でも気付くようなレベルの作文である。第5段落のように「スイスのトイレ事情」に触れるならば、1カ所の観光で見たトイレ事情でなく、ネット上にある「スイスのトイレ事情」（事実証明書③⑧）程度の視野で経済的背景まで調べないと、香川県政にはとても活かせない。

第6段階では、ユングフラウ鉄道の時と全く同じ「手動リフト」の話が繰り返されるが、ここでも旅行時の問題意識の無さから1枚の写真も添付されていない。

最終段階も単なる旅行ガイドの話であり、本当にスイスの専門家から「電力供給」（下から7行目）の話を書けば、2週間前に可決された「脱原発+再生エネルギー促進+省エネ」政策の話が聞けたはずだ。6議員の立場が“脱原発”とは違うからと言って、スイスまで行って「電力供給」の話をしたのに“スイス国民が選んだ脱原発”政策について学んで来ず、その報告もしないなら990万円は全く無駄遣いであったと言うしかない。（2日目のドイツと全く同様。）

(p) 24頁のラスト2行は、23頁の視察＜要点＞に「200万人」の数字が出ていないこ

とから、6議員が「観光カリスマ」と紹介している山田桂一郎の文章（例えば、前掲③の2=p. 25の3～4行目）の盗用だろう。

しかし、議員らが誤用した「200万人」と山田氏の「200万泊」の違いは決定的で（37の2=p. 53の3行目～）、ツェルマットは「単に通りすぎた人」でなく200万が「宿泊者数であることが重要」なのだ。

25頁の第1段落は、山田氏（③の2、3）のp. 25のラスト3行目～p. 26の内容を薄っぺらくまとめて、最後を「思われた。」などと自分オリジナルであるかのように嘘をついている。文字通り盗作で致命的だ。

第2段落も山田氏の文章（③の3～4）と比べながら“キーワード”を追ってみると、「住民の生活満足度」（山田氏のp. 26の11行）や「ライフスタイル」（山田氏のp. 26のラスト）の話を矮小化して盗用し、「スイスブランド」（山田氏のp. 40の6行）の説明や「好循環のシステムが確立」（山田氏のp. 41のラスト）、「住民一人ひとり」の「危機感と責任意識が共有されて」（山田氏のp. 31のラスト3行）の分析を——あたかも自分の言葉の如く、厚顔無恥にも文末を「……感じた」で終えている。

これらを胡麻化するために、次の段落に「書籍やインターネット上では知ることができない」と書いたことは明らかで、前述のとおり嘖飯物だ。

(q) 「e」を総じて

9月21日の議会改革検討委員会の段階で当該6議員は、無断引用が隠せないことを自覚しており、会議冒頭の平木団長の「説明」の中で「インターネット上のものをコピーした」ことを認めた（事実証明書③⑨）。更に、「視察報告書」の内容には本件海外視察に参加した6人がまず責任を負うが、加えて香川県議会自由民主党議員会も責任を負う、と「説明」された。

また、平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中には、「視察報告書」の「外国視察説明の全段落の内、55%の段落に無断引用があった」という具体的な追及もあったが、平木団長は否定せず、多くの「無断引用」で文章を作ったことを認め（事実証明書④⑩の「毎日」「朝日」）、出典を「書けばよかった」などと釈明した。

しかし、“15人もいる自由民主党議員会の全員が著作権のイロハも知らない”などということは考えられない。あえて著作権法違反＝出典を隠した大量の「無断引用」・盗用文書を切り貼りしなければ「報告書」すら書けなかった——これ自体が、“県民の990万円を使った貴重な視察だという自覚”が皆無の“私的観光旅行”だったことの傍証と言えよう。

同時に、この盗用は明らかに著作権法第32条、第48条に反する違法行為（逮捕事例もある）であり、テレビカメラの前で自ら無断引用を公表した9月21日にすら詳しい“出典一覧”を提出せず、先行の監査でも半分以上を胡麻化し続ける6議員の姿勢は、文字通り犯罪的で致命的だ。

f 当該議員らの9月定例議会での発言も“観光旅行”レベル

「10/20監査結果」p. 65によれば、監査委員の一人は「帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況」を高めに評価して「県政に資する可能性

も否定し難い」と6議員を擁護している——議事録も作成されていない段階で。

平成29年7月21日、フジテレビ系列の「実録！金の事件簿2～こんな奴らは許さない～」が全国放送されて以来の県民からの猛批判、9月21日議会改革検討委員会での多くの委員からの批判を受け、6議員は9月定例会本会議で起死回生を図るべく、必死で発言準備したであろう。また、9月定例会は、まさに監査委員による監査の真っ最中であり、監査委員へのアピールのためにも発言に全力を傾注したはずだ。

9月定例会の議事録は11月下旬にならないと公表されないため、香川県議会ホームページのビデオ音声から判断するしかないが——谷久浩一議員、松村秀樹議員、高木英一議員、松本公継議員の各発言は、渾身の力を振り絞ってもこの程度の内容しか出てこない程に、本件海外視察は“観光旅行”であったことを示している。

(a) 谷久浩一議員の10月6日の一般質問

せっかく「観光」政策テーマで質問したのに、本件海外視察で実施していない「体験型観光の推進」という項目で発言したため、全く本件海外視察の990万円は県政に活かされていない。一言も触れないわけにはいかないから「欧州視察を行った際『旅のコンシェルジュ』というサービスがあり」と6議員の「視察報告書」に書いてさえいない「旅のコンシェルジュ」を苦し紛れに本件海外視察に結び付けている。

「旅のコンシェルジュ」は日本の旅行者なども普通に展開しているサービス（事実証明書④のAB）で、この単語でしか本件海外視察の“成果”を語れない谷久議員は正直だとも言え、本件海外視察が“観光旅行”でしかなかったことを自覚しているがゆえに、政策提言をするためには別の概念を借りてくるしかなかった、ということだろう。

(b) 松村秀樹議員の10月6日の一般質問

「日本とEUのEPA合意」に関する質問で、強引にパルマのハム工場の話を持ち出し、「視察報告書」と全く同じ“香川県政と関係のない”国の検疫規制の緩和を求めるパルマ側の意見を紹介したが、何と「どうしても生産者の目線で考えてしまふ」松村議員はこれに否定的な姿勢だ、と示唆している。つまり、本件海外視察に関連付けた発言をしたという“アリバイづくり”にすぎず、県政にとっては無意味な発言というしかない。

もう一点、「欧州視察の際、菓子類に注目するよう心がけておりました」という発言もあったが、日本は高額な洋菓子が欧州スーパーでごく安価であったという話は“観光ショッピング”の素朴な感想の典型例であり、まさしく本件海外視察が“観光旅行”そのものであったことを、自ら証言したものと言えよう。

(c) 高木英一議員の10月10日の一般質問

発言冒頭で本件視察のメインであった地熱発電が“香川県では実用化できない”ことを認め「本県ではバイオマス発電、小水力発電に特化すべき」と述べている。しかし、そんなことは本件海外視察の企画段階から、県議ならわかっていたいなければならなかった。

そもそも、万一、香川県での実用化は無理ながら、アンモニア水などを活用したバイナリー地熱発電に興味があるなら、この発電は大分県など日本でも盛んなので、

国内で視察すればよいことだ。

3年前、高木議員は2014年7月9日の6月定例会でドイツの再生可能エネルギーの例も出し、香川県で「太陽光発電の推進以外に木質バイオマスの活用に（より一層）取り組む」提案をして、知事に問うている（事実証明書④のA B）。ポイントは、地熱発電のことなど一言も触れていない事実だ。つまり、高木議員は本件海外視察に行く前から、香川県で地熱発電を実用化できないことを知っていたに違いない。

にもかかわらず、ミュンヘンで「ソーラー技術見本市」が“難しい”となった時にウンターハヒング「地熱発電所」に行き先変更した理由は、まさに“観光地”ミュンヘンから「10km」（前掲⑨の4）という“観光”を優先させた理由しかあり得ない。

他に、「45年ぶりの」スイス観光の感想や「視察報告書」のデータ読み上げを行っているが、読み上げること自体が目的となっており、香川県政に関する質問につながっていない。山田桂一郎氏の著書（前掲⑩の4 = p. 64）と重なりつつも、高木議員の感想でもある「きれいな花」や「ハイキングコース」「スーパーではレジの無人化」などは、まぎれもなく“観光旅行”らしい表面的な観察を証明する内容だ。

山田氏の著書にある通り、村民たちが話し合っ「条例」で「統一感ある古いまち並みを維持している」こと等こそが政策提言につながる本質なのに、6議員はそういうことを学んでこなかったから、日本で読書してわかること以下の“観光”発言しかできない。また、ツェルマットの人口を「視察報告書」で明記した「7000人」でなく、山田氏の著書の「5700人」（⑩の2 : p. 25の2行目）で説明するなど、議会発言まで盗用原稿とはあきれる。

加えて6議員らのかねてからの要望である高松城天守閣の復元を強調するために「1993年に焼失した」「カペル橋」の再建を持ち出すなど、牽強付会の最たるものだ。

(d) 松本公継議員の9月22日の代表質問

本件海外視察に多く触れたのは「省エネルギー対策」についての質問においてだが、ツェルマットでもウンターハヒングでもミュンヘンでも省エネ対策についての自覚的な視察など全く行っていないので、仕方なく「視察報告書」の文章をつまみ食いしつつ、それをネット情報レベルの浅い知識で補っているだけだ。「二重窓」「スマートメーター」など外国に行くまでもなく、既に日本で普及しつつある平凡な内容を“視察の成果”であるかのように紹介することそのものが、本件海外視察が無内容であったことを象徴している。

そもそも6議員らは「視察報告書」のスイスの環境政策の部分で、前述した通り、古いネット情報を盗作したためにグリーン経済に向かう国民投票が「否決となった」などという“現地視察したなら決してやってはいけない間違い”を書き込んでしまった。そのため、あわててネット情報などを調べて今回、スイスで可決された新エネルギー法の基となる「エネルギー戦略2050」に関わる発言を行ったのだが、この戦略の中心ポイントは段階的な脱原発であり（事実証明書⑮の2）、そのことに一

言も触れないのは不誠実である。

また松本議員は「2025年までに再生可能エネルギー電力率100%」を目指すミュンヘンと発言しているが、ドイツが2022年までに全原発を停止する政策も無視している。6議員らが地熱発電所の「視察報告書」を書く時に無断引用したことを認めた「高田やすひさ静岡県議のブログ」（前掲の⑯）にも、地熱発電導入の背景は「再生可能エネルギー導入促進策と脱原発政策」と明記されている。脱原発政策がいやなら、最初から「環境政策視察」のためにドイツやスイスに行くべきでなかった、と言うべきだろう。

もう一点、松本議員は「瀬戸内……島の活性化」に関する質問で、本件海外視察に触れるため、やむを得ず香川県の最高峰・竜王山よりも600mも高いツェルマットの話をし「視察報告書」をつまみ食いだした。この代表質問の前日に開かれた議会改革検討委員会の席上、委員からツェルマットでの「DMO」講演の内容を問われて平木団長らが全く答えられなかったため、挽回するためにどうしても代表質問でツェルマットの話をし出す必要があった。松本議員はあわててネットで調べたJTB総研の「DMOの用語説明」（事実証明書⑬）をそのまま読み上げて、その後、スイスのDMOと香川県のDMOとがどう関係するかの説明抜きに「視察報告書」の内容を読み上げている。

もともと6議員は、国土交通省などの提起する「日本版DMO」（前掲⑱）を事前学習することもなく、漫然と“観光旅行”に行き、その中でツェルマット観光局からツェルマット型DMOをプレゼンされているので、松本議員もまた平木団長と同じレベルの無理解状態であることが鮮明となった。本来ならば、この代表質問では“香川版DMO”についての提案を展開すべきであったが、“観光旅行”をしてきただけの6議員にそれを望むのは無理であった。

(e) 「f」の結論

9日ほど外国に行き観光旅行をし、数カ所「視察」らしい場所に寄り、自分は酩酊状態でも随行職員が十分にメモを取る。帰ってきたら随行職員を中心に「視察報告書」を書く、または添乗員や随行職員がその下書きを準備する。あとは直近の議会で、旅行した数人が“質問とさほど関係なくても”「視察報告書」を分担して読み上げて“議会質問”する。

もしも、9月定例会での以上4議員の発言レベルで本件海外視察を「良し」とするならば、間違いなく今後、県議の税金による観光旅行が復活・継続されていくであろう。ほとぼりが冷めた頃には、全国的にもっと拡大するかもしれない。それほど今回の監査は、全国的にも重要な意味を持つ。

g 「ウ(エ)」の結論

以上から、本件海外視察は、「派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないもの」であり、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである。ゆえに議会の「裁量権の行使に逸脱又は濫用がある」ことは明らかであり、本件海外視察の派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、

香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最高裁平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁等）。

本件海外視察においては、合計9,910,279円が支出されている。

請求人は、海外派遣そのものの必要性が認められない以上、随員職員の経費小計1,307,742円、旅行代理店の業務委託料の小計2,585,000円についても「視察」に参加した6議員が負担すべきものであると判断し、別紙・本件海外視察経費返還請求額表アの通り、これら6名の議員に合計9,910,279円の返還を請求すべきものと判断した。

エ 総まとめ

以上から、県財政が非常に厳しい中行われた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。

県政の課題を解決するために必要な「海外視察」があり得る、という立場から見ても、本件海外視察は議会への背信行為を含む、論外の「私的観光旅行」であり、費用対効果ゼロ以下である。加えて「視察報告」の虚偽記載や盗用の悪質さ、多数の盗用を今なお隠し続ける姿勢は、ほとんど犯罪行為とも言えよう。

9月21日の議会改革検討委員会における平木団長の「説明」で最も衝撃的だった言葉は、本件海外視察は海外視察として「(一点の)曇りもない」という言葉だ。もちろんこれは、今後も“観光旅行”を続けたい他会派の委員による“誘導質問”(事実証明書④「産経」「朝日」)に答えたものではある。

しかし、3月の発注の最初から“観光旅行”で、JTBが準備した旅程もほとんどが“観光旅行”であり、TV番組でそれを指摘されても実態を隠すための画策ばかりに時間をかけ、虚偽と盗作にまみれた「視察報告書」を作り上げたのが平木団長らである。“観光旅行”以外の2つのメイン視察(地熱と観光局)も費用対効果ゼロ(以下)である。こんな私的観光旅行を「(一点の)曇りもない」と言い放つ平木団長らを、決して許してはならない。

テレビ報道をきっかけとした多くの県民・国民からの批判を正面から受け止めようとせず、結果的に監査委員も県民も欺こうとする6議員に、990万円返還を求める厳しい勧告を、心よりお願いしたい。

(3) 添付書類

ア 本件海外視察 経費返還請求額表

(以下の書類については省略をする。)

イ 当該6議員が提出した「視察報告書」

ウ 事実証明書①から④まで

本件海外視察 経費返還請求額表

ドイツ・スイス・イタリア視察団 H29年6月1～9日					
	議員名	支出額 (議員分)	支出額 (随員職員分)	旅行代理店 業務委託費	請求金額計
1	高木 英一	1,006,553	217,957	430,833	1,655,343
2	谷久 浩一	978,801	217,957	430,833	1,627,591
3	平木 享	1,005,517	217,957	430,833	1,654,307
4	松村 秀樹	1,014,374	217,957	430,834	1,663,165
5	松本 公継	1,005,480	217,957	430,833	1,654,270
6	山田 正芳	1,006,812	217,957	430,834	1,655,603
	合計	6,017,537	1,307,742	2,585,000	9,910,279

単位は円

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成29年11月9日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「同趣旨の先行する2件の住民監査請求の結果、残念ながら監査委員による監査では、2監査委員の意見が分かれ、「本件視察団に係る公金の支出の適否について」「監査結果の決定をなし得ない」という「結論」しか出されていない。少なくとも過去28年間、香川県の監査ではなかった異常な事態である。これによって、「監査」への香川県民の信頼は大きく損なわれてしまった。それ故、「監査結果の決定」を求める請求人は、監査制度の充実を図る観点から導入された「外部監査人による監査」を求める。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

2 個別外部監査契約に基づく監査に付さなかった理由

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、香川県議会議員の海外行政視察派遣に係る公金の支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団派遣に係る公金（議員及び随員職員の旅費並びに業務委託料）の支出を対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年12月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人2名及び請求人代理人の出席があり、請求書の補足及び証拠の提出並びに請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

(1) 請求書の補足の内容

(以下、平成29年12月1日付けで提出された住民監査請求書の補足についての原文の内容に即して記載する。)

平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団が、同年9月21日に開かれた香川県議会の議会改革検討委員会での「視察内容に関する説明」で発言した会議録(事実証明書④:以下「9/21会議録」と略す)が入手でき、また、同年9月香川県議会定例会の会議録(事実証明書【56】)も完成したので、本件海外視察が違法・不当な“観光旅行”であったという請求人の主張を、正確な資料で補強する。

また、本件海外視察に関する先行2住民監査請求のように「合議不調」ゆえの決定不能では、多数派の県議会議員たちは「視察内容が派遣目的に合致しない」という監査委員の意見は無視し、監査委員2人による「議会に対する要望」すら検討されていない等の問題も指摘する。

加えて、この間に公表された香川県民に対する世論調査結果や監査委員の監査結果の文章も引用して、本件海外視察の違法・不当性をさらに明確化する。もう一点、本件海外視察に参加した議員の、7月10日や10月10日の県議会発言は、共に一聴するだけでは「視察内容を踏まえた質問」と思い込ませる典型的な“詐欺発言”なので、徹底分析しながらその本質を暴露する。

ア 「合議不調」のままでは、本件海外視察が「一点の曇りもない」という前提で「県議会の海外派遣」が継続されてしまう

(ア) 「9/21会議録」によれば、本件海外視察の平木享団長(自由民主党議員会)は、自由民主党香川県政会の新田委員の「今回の視察っていうのが、県民に対して一点の曇りもないという理解でよろしいんですね。」という問に対して「曇りなく一生懸命視察をした」「これも皆さんと一緒にこと」(事実証明書④のp.8)と答えている。本件海外視察は他の視察と一緒に「一点の曇りもない」ということだ。

(イ) この後、10月21日と11月2日に本件海外視察に関する監査結果が、いずれも「合議不調」で「監査結果の決定をなし得ない」という内容で公表された。この2件の監査結果は、2人しかいない監査委員の一方が「視察内容が派遣目的に合致しない」と意見を明記した本県監査史上、例を見ないものであり、当然、香川県議会改革検討委員会でもこの意見が吟味されることが期待された。

しかし、平成29年11月15日に行なわれた第3回議会改革検討委員会では「視察内容が派遣目的に合致しない」という本件海外視察の実態は、全く話題にもされなかった。つまり、他方の監査委員が「視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえない」と書いているし、「監査結果」が出なかったのだから「一点曇りもない」という主張がおおよそ認められた、という解釈がなされ、あとは手続き面をいじる議論をすればよい、という

流れだろう。

せめて、2件の監査結果で2監査委員が合意した35行にわたる「議会に対する要望」をこそ議会改革検討委員会で議論のたたき台にすべきだ、という期待もまた完全に裏切られた。11月15日の議会改革検討委員会には、申し訳程度に「議会に対する要望」も資料として添付されたが、何と“監査委員からの要望文の冒頭10行分が完全にカットされた”不完全な資料だった。その扱いもまた然りで、こちらも議論すらされなかった。

結局、11月15日には、海外派遣は「手続き、審査を厳格化して継続」という案が早々と多数決で決められ、既に準備されていた具体的な委員長案（詳細なモデル文案まで書きこまれた「実施計画書」まで準備されていた）の議論まで進めてしまった（事実証明書④と複数議員からの聞き取り）。

監査委員の「議会に対する要望」の中で議会改革検討委員会が無視した内容は冒頭の10行だけでなく、具体的要望の「1 情報化が進み、書籍やインターネット等で容易に海外の情報を入手することができる現在にあつては、単なる表面的・概括的な調査内容ではわざわざ現地に行かずとも事足りるというべき」という肝心の指摘も、委員長案では無視されている。

監査委員は「視察目的を議員としての幅広い見識と国際的な視野を持つためとすることは、自己研鑽によって獲得すべき」「そのような調査目的が希薄な海外視察を良しとすることには問題がある」と喝破したが、議会改革検討委員長の案には、未だに「国際的な視野」や「議員の見識を広げ」などの発想が色濃く残っている。

また、監査委員は「企画立案段階から、行政機関や関係団体等を活用しながら十分な調査検討を行う」「事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する必要がある」と要望するが、議会改革検討委員長の案には、こういう重要な部分が決定的に欠けている。

- (ウ) 先行する2住民監査の請求人らが県会議長（兼議会改革検討委員長）に「監査委員からの要望を新规定に書き込むべきだ」と要請したが——11月24日の第4回議会改革検討委員会で、1人の委員が「新たな規定案」に“監査委員会の要請文をしっかりと引用”して、観光旅行の歯止めになる条件を明記すべきだと主張しても、短い議論で全否定されてしまった。

また、本務で忙しい“在外公館への訪問は原則として不可”、メールで問合せれば充分、という当然の提案もすぐさま否定され、新しい“視察実施計画のモデル文案”の中に「大使館訪問」も明記されてしまった。

加えて“エコノミー料金を原則とする”（高齢・体調・病気によるクラスアップは自費）という提案すら、短時間で否定された。

- (エ) 現在は非公開かつ会議録さえ作られていない“秘密だらけ”の議会改革検討委員会に対し、本年11月22日、市民から(1)会議の公開・議事録の作成を求める、(2)海外視察の「新たな規定案」はパブリック・コメントを実施して県民の声を聞いた上で決定するよう求める「陳情」が出された。しかし11月24日の議会改革検討委員会では「1対14？」の反対多数となり、「陳情」は総務委員会～本会議に送られている（事実証明書⑧）。

監査委員の要望を無視または軽視する多数派議員たちは、県民の声をも全く聞こうとしない。

(オ) 結局、現在の県議会は、監査委員2人が正面から“ノー”を突きつけない限り、“多少、体裁を整えれば”従来通りの海外旅行を継続しても良いと考えている議員が多数を占めている、と捉えねばならない。

今回こそ、監査委員2人の意見を熟議によって1つにまとめて、議員の海外視察・海外派遣について、議員たちが本気で考え直していく監査結果を発表すべきである。

イ 県民の世論も、少なくとも本件海外視察のような旅行は許さない

四国新聞社と時事通信社が9月下旬～10月に香川県民1000人を対象に実施した「合同世論調査2017」（事実証明書④9）によれば、県議会議員の海外視察について「今まで通り継続する」を選んだ人が5%ほどしかいなかった。また「議員の海外や県外への視察が行政の施策に反映されているか」との間では、「まったく反映されていない」と「あまり反映されていない」を合計すると82%を超える。

県議の海外視察について、「すべてやめる」と「当面の間中止する」の小計が44%弱、「規模を縮小して継続する」が44%強で、合計すると88%だ。更にもしも、「規模を縮小して継続する」を選んだ人に本件海外視察の実態を伝えた上で、こういう視察を継続すべきか縮小対象か？を問えば否定的な答が大多数ではないか。

結局、この世論調査の数字は——本件海外視察のような税金の使われ方は9割近い県民が“不当だ”と考えている、と読み取るべきだろう。

今回、2人の監査委員が熟議するにあたっては、是非ともこういう世論を十分に受け止めて、前回の結果を上回る英断を下していただきたい。

ウ 公募前から県政の課題を分析した上で視察先を事前研究しない限り、海外視察の必要性は見てこない

(ア) 監査委員が本件海外視察のような“視察先選定を業者に任せる”やり方を正面から批判しない限り、多少の変形はあるにしても、将来とも“業者丸投げ”旅行はなくなるらない。

(イ) まずは、植田真紀氏らによる住民監査請求への10月20日付監査結果（事実証明書⑩A）pp. 59-60（別の視察への評価ページ）の「本件視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行った」（下線部は請求人による。以下同じ。）「こうした状況に鑑みると、視察の目的や視察先について、委託業者まかせにしていたということはできず」という観点から、本件海外視察が本当に「議員が主体的に視察地の選定を行った」と言えるのか否か、ごまかしなく判定することが不可欠だ。

そこで、3月のプレゼンテーションで提案された3月28日付のJTB「ご旅程表」と、県議会決定後、出発の前にJTBが6議員らに配布した5月15日付「ご旅程表」を左右で対照させた事実証明書⑩のB・Cを詳細に見てみる。

⑩Bは前半4日間の旅程だが、変更点は2つだけ——（1）2日目の午後、ソーラー技術専門見本市に行くはずが、ウンターハヒング地熱発電所に変更になったこと、（2）3日目の夕方、「ヨーデル等のショーを見ながらのご夕食」が新たに追加されたことだ。ソーラー専門見本市に行けなくなったのはチケット入手の“困難さ”という他動的理由だから、議員たちが主体的に選定したのは「ヨーデル等のショー」だけだ。

再度強調しておくが、ソーラー専門見本市のチケットは、英語が得意な秘書・職員に

付いてもらって、議員と2人でインターネット上で入力してカード決済するという“ビジネス系の大人なら普通にできる”作業で入手できたことを、準備担当の議会事務局職員は明言している。肝心のポイントなので、今回こそ、監査委員自身が職員から直接の聞き取りを行って、真実にたどり着いていただきたい。

ちなみに、4日目の5～6行目「スフィンクス展望台からの壮大なアレッチ氷河の眺望をお楽しみ下さい」という文章は、本件海外視察の本質をよく表現しているので注目しておきたい。

⑤Cは後半日程だが、違いがあるのは7日目の2行目、「パルマ視察（交流促進）」が旅行直前にもかかわらず「パルマ視察（※視察内容確認中）」と変化していることだ。

伊藤邦行氏らの住民監査請求への11月2日の監査結果では、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深める」という「視察先の決定の経緯」を確認しているが——請求人の11月7日付住民監査請求書（以下「11/7監査請求書」と略す）で先述した通り、先方の都合を全く考慮せず“パルマ市長選挙の最終盤・投票の4日前”に大挙して押しかけるなどという無礼千万な旅程にした為、パルマ側が大いに困惑していることが見て取れる。

どう考えても選挙の最中にパルマ市を訪問すべきでなかったのに、あえて強行した理由は“観光旅行”である本質を隠して「海外視察だ」と強弁するために、絶対に「交流協定相手パルマ訪問」という幻の“目的”が欲しかったからだ。

もう1点、⑤Cの7日目の夕方、ミラノのデパート訪問が「（※時間があれば）」と付記されている。実際には、デパート訪問の時間はあったが、残念ながら平木団長・谷久議員がフジテレビ報道部に長時間の取材を受けたのがこの時間帯だった。“観光旅行”の目玉のひとつであったデパートに行ったか否かは、取材への対策も必要になったゆえ不明だ。平木団長の証言（④のp.25）によれば「一緒のバスなんで」「私だけほっとって行くわけにいかないので」「行けなかった」らしいが、もちろんバスで行く「イターリー」デパートは、本県海外視察が“観光旅行”であることの象徴の1つだ。

以上、3月プレゼンの旅程から実際の旅行までの間に、議員の主体性が示されたいのは「ヨーデル等のショー」ぐらいだ。“観光旅行”に対する主体性は十二分に発揮されているが、視察への主体性はゼロだ。

5月臨時議会で公言した「ソーラー技術専門見本市の視察」に主体的に責任を持つなら、少なくとも数人がカード決済でチケットを入手して見本市に行くのが当たり前議員の行動だろう。平木団長の証言（④のp.10）によればチケットの取り方について「そのほかの手段もあるというようには聞いてましたけれども」、それに向けて議員たちは努力しなかった。なぜかと言うと「我々、旅行者にそういった委託を全部しておりましたので」（④のp.10）ということだ。

つまり、どこを見ても「視察先について、委託業者任せにしていたということはず」と判定するような要素はなく、逆に、これらの経緯は“視察先について、業者任せにしていた”ということを示している。

今後の香川県議会がこんな旅行を繰り返さないためにも、両監査委員の熟議によって、こんな視察計画ではダメだと、2人ではっきりと意思表示していただくことを、心よりお願いしたい。

(ウ) 請求人の1人、太田は30歳代の高松市議会議員だが、先行する2監査請求の監査結果に書かれた「議会に対する要望」「1」の第2段落「視察目的を議員としての幅広い見識と国際的な視野を持つためとすることは、自己研鑽によって獲得すべき」「そのような調査目的が希薄な海外視察を良しとすることには問題がある」に、特に共感した。

太田は市議3年目で議員報酬だけで家族の生計を支えているが、市議会での発言につながるとしても“自己研鑽”の面もある視察は、すべて議員報酬・自己費用で行くべきと考え、実行している。

実際、今年の3月にはリヴァプールで開かれたGlobal Greens Congress 2017（5年毎に開かれる“緑の党”世界大会）に黨員ではないが参加し、5泊6日の日程で3つの全体会、11の分科会、3つの式典、映画会など3つの行事に参加した。自己費用で参加した大会だったが大いに充実していたので、ここで学んだことを、結果的に市議会発言で活かした。帰国後の報告会も高松市をはじめ3カ所で実施し、報告も取りまとめた。

今年の7月には韓国の群山市議会やソウルの多くの市民団体を訪問して来た。3泊4日で市議会交流以外に、5つの市民団体を視察し講演を聞いて交流した。群山市議会には、行く前に質問事項を送ってから訪問したので、その回答も準備されていて深い交流ができた。もともと高松市との民間レベルでの交流があった群山市については、群山市の市議会議長から「ぜひ友好都市提携を」という提案をいただいたので、高松市議会でも“友好都市”実現に向けて発言したが、この旅行も総体的に“自己研鑽”なので自己費用でまかなった。帰国後は報告会を高松市で行い、報告集も作った。

本件海外視察は、3月の旅行公募の内容が、そもそも議員視察の公募とは信じがたいレベルの悪質さである。本来、香川県政にはこれこれの課題があって、それを変革するために学べる場所は国内にはなく、X国のYやZから学ぶことで変革していけるだろう、という分析なしに海外視察の旅行を公募すること自体があり得ないと言うべきだ。

県政について深く分析もしていないJTBが“香川県にとって必要な視察先”を探せるはずがないではないか。JTBが探せるのは、香川県政に活かせるかどうかは不明だが“視察らしさを装える旅行先”だけであり、今回の地熱発電やアルプス・高山地域の観光局講演がまさにそれだ。県政の素人が選んだ訪問先をそのまま旅行しただけの本件海外視察は「視察」のレベルに達していない。

(エ) 県議会議員の仕事の基本は、県の実態や県政の分析から課題を見出し、解決方法を提案して実現していくことだろう。この解決方法を提案する上でモデルや参考にすべき視察先が日本になく外国にある時、初めて——監査委員が「要望」する通り、「企画立案段階から、行政機関や関係団体等を活用しながら十分な調査検討」して視察先を厳選し、その上で業者公募すべきだ。また、議員は「事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する」（監査委員の「要望」）のが当然だ。

この観点から本件海外視察の計画段階を評価するなら、どう見ても監査委員の「要望」の対極にある不合格そのものの「視察計画」である。

(オ) 以上B～Dを総合的に見て——本件海外視察は、出発点に“パルマ利用・領事館の利用とスイス観光”だけがあり、あとは「公募」で県政の素人である旅行業者に“視察らしい場所を探させる”作業すべてを任せている。しかも、その業者選定は議員ではな

く、11/7監査請求書で先述したように事務局職員が判断している。

その後、出発までの間の旅程変更は“チケット入手が面倒だから”香川県に無用な地熱発電所「視察」に変更したこと、ヨーデルを聞く夕食が追加されただけだ。

もちろん11/7監査請求書で先述した通り、「DMO講演」への事前学習も質問メールも皆無のまま、6議員は“観光旅行”に出発した。

企画・計画から出発までの本件海外視察は、監査委員の「要望」の観点から公正に評価すれば“決してあってはいけない”最低レベルの実態だ、と言うしかない。是非とも2監査委員の熟議で「議会における審議」及び、特に「視察計画の妥当性」の評価について、真実を踏まえて、潔く一步深めた厳しい判定を下していただきたい。

エ “観光旅行”を正当な海外視察と錯覚させる議会発言の典型が7月10日の松村秀樹議員の本会議発言だ

本件海外視察に関する先行した2つの住民監査の結果、監査委員の一人が「帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況」があるから「県政に資する可能性も否定し難い」と判断している。請求人による11/7監査請求書では、9月定例会での「派遣議員」の発言が“観光旅行”レベルであることを指摘したが、今回は、6月定例会での発言を分析して、これも“観光旅行”レベルであることを示し、監査委員がこのトリックに騙されないよう強く訴えたい。

香川県議会ホームページから打ち出した会議録（事実証明書【51】p.1）によれば、本件海外視察に参加した松村秀樹議員は14行目から4段落（p.1のABCD）にわたって“ドイツの情報”について発言している。

しかしA段落B段落は「視察報告書」に全く書かれていない“ドイツ情勢”だ。「9/21会議録」によれば、平木享団長は「視察報告書」は「みんなで集まって全員で何日もかけて報告書をつくりました」（事実証明書④のp.12）という集大成だ。そこに全くないAB段落の内容は、日本でインターネットや新聞・書籍で調べた情報であり、実は中学の授業レベル（事実証明書【52】）の知識だ。

実際の授業では、【52】p.1のグラフの左端の29.5%と右上の29.5%に注目させた上で、ドイツのエネルギー環境政策を学んだ——松村議員発言のA段落4行目にある29.5%とB段落ラストの29.5%だ。

しかも、A段落2行目「ドイツは、我が国と同じく天然資源に恵まれない国家」という記述は正しいとは言えず、ドイツは褐炭（埋蔵量は世界一）を中心に石炭資源には恵まれており、自給率は日本よりかなり高い（事実証明書【52】p.2）ことを中学では教え、だからドイツは地球温暖化ガス削減に苦勞していることも中学生たちは考察している。

また、松村議員はA段落で福島原発の事故を契機に「原子炉の全てを2020年までに閉鎖する」ドイツの政策を特筆しているのに、知事への質問で四国電力・伊方原子力発電所の「閉鎖」に全く触れないのは不自然で不可解だ。D段落にあるドイツ側からの指摘「日本の政治家は多く視察に訪れるが、その後実行に移したとの話を聞かない」とは、まさにこういうことを指しているのではないか。ドイツまで行って、何も学んでこなかったことがわかる好例であろう。

または——ウンターハヒング地熱発電所はミュンヘンから10kmなので、平木団長が認めた通り、ビアホールで飲酒した直後に訪問した同発電所では平木団長らは酩酊状態だった。

それを知った上でD段落の「日本の政治家は多く視察に訪れるが、その後実行に移したとの話を聞かない」を素直に読むなら、これは酩酊議員らへの怒り・皮肉だった可能性も大きい。つまり、ドイツで「日本の政治家」総体の評判をさらに落として帰ってきたのが6議員だった。

C段落の1～6行のミュンヘンのエネルギー転換～「カーリーナサイクル発電」などはJTBの「視察資料」（事実証明書⑨の4）からの無断引用だ。

しかし「カーリーナサイクル」は「視察報告書」に出てこない単語で——「視察報告書」のこの発電部分は静岡県議のブログや古いニュースからの盗作ばかりなので——JTB資料では、旅行の宣伝のために「温泉水を利用する日本では大いに参考になります」と書いてあるだけなのに（事実証明書【53】＝⑨のJTB資料と松村議員発言⑩のC段落の＝対照表）、松村議員は無理やり香川県でも「可能ではないか」と強弁して“本件海外視察を正当化”するために県議会を悪用している。

県民も監査委員も決して騙されてはならないのはこういう論法であり、ファクトチェックが絶対に必要だ。

カーリーナサイクルは日本でも地下水温が高い九州などで実用化されているが、JTB資料の論法は逆転しており、この方式はドイツより前に日本でこそ実施されており（事実証明書【54】の最下段）、ドイツ企業が日本に見学に来ている。

さらに、6議員がウンターハヒングで酩酊せず真面目に話を聞いていれば、利用している地下水温度が決して低くない120℃台（【54】の第4段落）であることを説明され、香川県との地下水温の違いを理解したはずだ。しかも、カーリーナサイクルでさえ香川県では商業発電化・実用化できないことは周知の事実なのだ（事実証明書【55】や前回添付の⑬）。

万一、本気でこの発言をしているなら【51】p. 2の第1～2段落の“知事への質問”で、カーリーナサイクルによる地熱発電について具体的に正面から問うべきだ。しかし、香川県で実用化できないことがわかっているから一言も触れず、もちろん知事答弁も地熱発電など一顧だにしていない（【51】のp. 3）。

加えて、地熱発電が香川県で実用化できないことは、9月定例会で本件海外視察団の一人、高木英一議員が明確に認めていることは請求人の11/7監査請求書p. 26で指摘した通りだ（【56】9月議会議事録p. 133下段中央）。

そもそも、香川県議会会議録ホームページで、すべての会議から「地熱発電」を検索して見ると（事実証明書【57】のp. 1）、5年前までは地熱への期待を語っていた浜田知事も、環境省の交付金のために調査してみると香川県では実用化できないと悟って「地熱」を語らなくなっている。今回の“観光旅行”議員たちの発言が出る前の最後の「地熱」発言は、5年前・平成24年7月10日の山本悟史議員の発言「地熱発電は、温泉地などでは比較的有効な発電方法ですが、四国には今のところ活用できる場所はありません。」（事実証明書【57】のp. 2）が最後だ。

5年前同じ議場において、これらの経緯を熟知していた高木英一議員が、本年9月定例会で言い訳した「出発直前の新聞の記事」（【56】p. 133下段6行目）は、カーリーナサイクルとは全く逆の超高温高圧水を利用する研究であり（事実証明書【58】）、この研究の目標年度が2050年であることと“香川県で地熱が実用化できない”ことは全く無縁だ。もっと前から知っていたことをごまかすための、県民や監査委員を愚弄する醜い嘘と言うしかない。

9月定例会の高木議員発言でも（【56】p.133下段の1～4行）ウンターハヒング・ミュンヘンの「立地条件が本県と同じ」などと勝手に決めつけて本件海外視察を正当化しようとしている。しかし、実際は新期造山帯である「アルプス山脈の麓というべきミュンヘン」の近くには「90度から150度のお湯をスポンジのように大量に含んでいる地層がある」（【54】の第4段落）のであり、香川県との立地条件の違いは大きい。本当にドイツで何も聞いてきていないことを露呈している、または平気で嘘をついている。

また、同じ高木議員発言p.133下段3行～の「約八十度の温水“しか”採取できない」（“”は請求人）は、6議員が無断引用を認めた静岡県議・高田やすひさ氏のブログでも「80℃以上の熱水」（事実証明書⑩）＝6議員の「視察報告書」でも「以上」を付けて書いているし、ドイツ在住の美濃口坦氏のブログでは「122度」（【54】の第4段落）、一般社団法人でんき宇奈月プロジェクトの報告文では「123.5℃の熱水」（事実証明書【59】）となっている。

つまり、高木議員は香川県議会という公的な場で、熱水の温度に関して意図的に嘘をついて“地熱発電所の立地が香川県と似ている”という虚言で本件海外視察を“正当化”した。

県民も監査委員も、こういう嘘を見抜き徹底的に6議員を批判しなければならない。

今回、それができなければ、今後ずっと、香川県議会では“観光旅行”が続けられ、今回と同様の“嘘とごまかしの「報告書」や「議会発言」”で県民を騙していくことになる。それで良いのでしょうか。

オ 結論

いかに請求人が膨大な証拠を積み上げ、6議員たちの欺瞞や虚偽をあばいて本件海外視察の実態が“観光旅行”であることを証明しても、監査委員がそれらすべてを読み込んで十分に吟味してくれなければ真実には到達しえない。

1人の監査委員が本件海外視察の根本問題を文章化・指摘しても、それを無視して6議員は既に完全逃げ切りを図っている。

2人の監査委員が熟議を繰り返して合意を創り出し、本件海外視察が総体として不当・違法であるという結論を公表しない限り、6議員を始めとするこれまでの全ての“観光旅行”議員たちはホッとしつつ、ほくそ笑んでいるだろう。同時に、多くの香川県議は準備書類だけ整えつつ次の“観光旅行”に思いを馳せているだろう。

本件海外視察ほどに不当性・違法性が明らかな旅行すら“お咎めなし”なのだから、秘書が準備書類をしっかりと書き、便利な大使館など視察先らしい所に5ヵ所以上は行き、TV局のカメラに最大限の注意を払って観光旅行し、報告書は旅行者・随行職員・秘書・議員の総力で上手く仕上げる、これで大丈夫。

議会改革検討委員会という名の秘密会議で新しい規定案を作った多くの議員たちの正直な気持ちは以上のようなものだろう。

これでいいのでしょうか。

平木享団長ら6議員が無断引用・盗用で作り上げた「視察報告書」は6議員が責任を負うと共に、香川県議会自由民主党「議員会でも責任を持ってということになる」（⑩のp.13）ものだ。しかし、6議員も自民党議員会も「無断引用」を告白した“公開の9/21議会改革検討委員会”の後も、ちゃんと責任を持って“引用の出典一覧表”を公表しなかった。

だから、日本共産党香川県議団は「ただちに、すべての『無断引用』について、『視察報

告書』の文章と“引用元の文章”の対応がわかりやすい形で、広く公表することを求め」る「申し入れ」を「2017年9月25日」に香川県議会自由民主党議員会に対して、文書で行っている（事実証明書【60】）。しかるに、今に至るも6議員も会派もこれを実行していない。

著作権法違反も逃げ切り、“観光旅行”問題も逃げ切る。何度でも引用するが——「一点の曇りもない」と放言しながら。

一方の監査委員の方は、是非とも、「一点の曇りもない」と言わせたままで良いのか、と他方の監査委員を粘って粘って粘りきって説得して下さい。二人の合意こそが唯一最大の力なのです。

内々の話では、6議員の中には返金しようという意見もあったようです。しかし会派の説得、“観光旅行”を続けたい他会派からの説得で、返金の提案は立ち消えとなりました。本当にこのままで良いのでしょうか。

お二人の家族・親族などの中の若い世代や、小中学生らに監査の仕事について聞かれた時、若者の目を正面から見つめながら「県民のために、君たちのために公正な判断をしたんだよ」と胸を張って言えるような、そんな監査結果を出してください。

カ 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書④から⑤⑥まで及び【51】から【60】まで

(2) 請求人の陳述の内容

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 請求人（井上存身）の陳述（要旨）

(ア) 香川県議会議員の海外視察に関する世論調査の結果

事実証明書④において、県議会議員の海外視察に関する世論調査の結果を掲載しているが、「すべてやめる」と「当面の間中止する」の合計は43.9%、「規模を縮小して継続する」は44.4%である。これは、海外視察旅行の実態がテレビなどで明らかになる中、関心を持ち怒りに思った県民の、継続を望むのではなく規模を縮小せよとの率直な声の現れだと思う。実際に、「今まで通り継続する」は5.4%という結果である。

また、ネットにも多くの批判の声が挙がっている。例えば、「毎日一生懸命働いても、働けば働くほど多くの税金が引かれている。しかたがないと思っていたが、こんな海外視察をされていたのでは、納得できない。」や、「地元の議員6人が、税金で海外旅行に行ったことが、全国に放送されて恥ずかしすぎる。無駄削減とか言いながら、議員こそ香川県の税金を無駄に使っている。」「やるべき事をやってからの観光は構わないかと思うが、やっていなければ最低だ。議員には証明をお願いする。できないなら、自腹で返金すべき。」など、比較的若い世代の方も関心を持っている。

さらに、この調査では、「視察が、行政の施策に反映されているかどうか」の質問に対して、「まったく反映されていない」が41.7%、「あまり反映されていない」が41.1%と、8割以上が否定的であることから、先程の「規模を縮小して継続する」との回答が、継続を望むのではなく、規模の縮小に重きが置かれた意思表示であることが分かる。

海外視察は、2014年から3年間で年平均4、5回実施されているので、毎回990万円を要したとすれば、1億5,000万円近くになる。8億円あれば、子供の医療費の無料制

度を中学校卒業の年齢まで引き上げられると、県から回答があった。このような税金の使い方を無くせば、県民のための施策がもっと充実できるはずだと思う。しかし、議員はこういうネットでの批判を見ないのか。また、監査委員の意見にも耳を傾けていないのではないのか。その証拠に、まだ、舌の根も乾かないうちに、海外視察旅行を確実に継続させる方向性を、議員自らが、お手盛りで決めようとしている。

(イ) 議会改革検討委員会での議論等に対する懸念

11月15日の議会改革検討委員会では、「厳格化した上で継続」を15人中9人が賛成し、継続を決めたとの報道があった。県民がどう思っているかより、特権を無くしたくないという傲慢な態度だといえるのではないのか。普通の感覚なら、せめて「当面自粛」だと思し、監査委員が11月7日に出した監査結果の中の、「第6 議会に対する要望」を議員は検討に入れているとは言えない内容ではないのか。

相も変わらず、「議員の見識・見聞を広げ」とか、「国際的視野に立つ」を掲げているが、監査委員の監査結果での指摘のとおり、「自己研鑽によって獲得すべき」だと思し、「書籍やネットで現地に行かずとも事足りる」も、本当にその通りである。

議会改革検討委員会に出席した委員に話を聞いたところ、賛成の議員から「外国は、習慣や慣習が違うので、これは行かないとわからない。行って初めて知るのだ。」と言われたとのことである。11月24日の議会改革検討委員会の採決のみで、本会議にかけずに、決定となったそうだが、これこそ、監査委員の指摘を全く理解せず、意に介していない発言である。さらに、厳選した上と言うが、誰が厳選するのか。この厳選も、議会で行うのであるから、多数決の名のもとに通過することが目に見えている。議員自らの厳選は、県民の目から本当の姿を遠ざけ、お手盛りにしかならない。ここで厳しく監査委員の審判を下すことが、世論調査の結果やネットの発言などが本当に求めていることだと思う。

イ 請求人（太田安由美）の陳述（要旨）

(ア) 海外に行くことが目的の議員の主体性のない海外視察

事実証明書⑩のAは、別の議員団がポルトガル等で行った海外視察についての監査結果であるが、「本件視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行った」、「こうした状況に鑑みると、視察の目的や視察先について、委託業者任せにしていたということはず」とある。

次に、事実証明書⑩のB及びCにおいて、左側にJTBが議会に提示した3月の旅程案、右側に視察直前の5月15日に示された最終旅程を載せている。左右を見比べると一目瞭然だと思うが、ほとんど変更点がない。変更のあった箇所を矢印で示しているが、矢印①では、ソーラー技術専門見本市が、香川県では実用不可能とされている地熱発電所が変わっている。矢印②では、「ヨーデル等のショーを見ながらのご夕食」が追記されている。矢印③は、左右の変更はないが、世界遺産ユングフラウの視察として、「スフィンクス展望台から壮大なアレッチ氷河の眺望をお楽しみ下さい」と記載されている。これが観光ではないとすれば、何が観光というのか。世界遺産で眺望を楽しむということは、観光としか言い換えることができないと思う。次に、矢印④では、パルマの視察は3月の時点では「(交流促進)」と記載されているが、直前の5月の旅程表では「(

※視察内容確認中)」となっている。これは、パルマ市で6月11日に首長選挙があり、対応が難しかったためだと思われる。矢印⑤では、「イーター」の視察に「(※時間があれば)」という語句が追加されているが、ちょうどこの時間に、フジテレビの突撃取材があったため、フードデパートに行ったか否かは不明である。

通常の視察とは、何らかの目的を持って行われるべきものである。例えば、香川県の実地視察、環境政策、観光政策、交通政策、福祉政策について学びたい。そして、さらに細かく、交通政策の中の自転車についてというように、議員側から提案をして、事前に学習し、質問項目なども準備した上で行くのが通常だと思う。しかし、このJTBが用意した予定表からは、議員側の主体性は全く読み取ることができない。あえて言うなら、追加されたのは「ヨーデル等のショーを見ながらのご夕食」だけということになる。

このような、視察とも呼べない海外旅行に税金を使うべきでないことは明らかであると考えられる。

(イ) 自身の議員としての立場で見た今回の海外視察

私は、2015年の統一地方選挙で当選し、現在、高松市議会議員として活動を続けている。政治とは縁のない、どちらかと言えば、貧困世帯と呼ばれる家庭で育ったので、人一倍お金の大切さを分かっているつもりである。特に、税金の使い道に関しては、市民感覚でしっかりチェックしていくのが議員の仕事だと肝に銘じて、議案と対峙している。

私は、県外や海外に視察に行くことが絶対にいけないというつもりはないが、自費で行くべきだと主張したい。

実際に、今年の3月に、イギリスのリヴァプールで開かれたGlobal Greens Congressという大会に参加し、7月には、韓国のソウルを中心とした市民団体の視察や、高松市と民間交流が進んでいる群山市も訪れたが、いずれも全て自費で行っている。

リヴァプールでは、世界中の地方議員と交流した。例えば、インドネシアで起こっている森林伐採や森林火災の原因を辿ると私たち日本人の使用しているシャンプーや化粧品、加工食品に使われるパームオイルの大量消費にあることが分かった。思いがけず、太陽光パネルとスマートフォンを利用した、レンタサイクルポートを使用する機会にも恵まれ、これは、来週行う高松市長への来年度予算の政策要望に盛り込むつもりである。しかし、リヴァプールへの移動の前後は、ヒースロー空港を利用したこともあり、ロンドンに滞在し、限られた時間の中で、観光やお土産を買う時間も取った。私的な時間を含む以上、税金を使って行くべきではないと思う。頂いた議員報酬や自分自身の積立ての中から、無理のない範囲で安宿を探し、LCCの飛行機を乗り継ぎ、なるべく費用を抑えて行くことができた。結果として大変充実したものとなり、帰国後は、報告書をまとめ、高松市を始め3か所で報告会を開催した。

たとえ自費で行ったとしても、得たものや見たり聞いたりしたことを市民に報告することは、議員として当たり前のことである。

韓国も同じく、群山市訪問については、9月定例会の一般質問でも友好都市提携について提案し、報告会も開催し、報告集も作成した。朝から夕方まで、過密な日程だったが、こちらも夜に時間を見つけて、明洞で買い物を楽しむなど、私的な時間があった。

一県民として、今回の海外視察を見た時に、飲酒や観光といった私的な時間があまりに

多いことはすぐに分かることである。議員だからという理由で、これらの私的な時間のために税金を使うことはあってはならないと思う。同じ議員という立場で考えても、絶対にあってはならず、この視察を可決した県議会の責任も重い。

今回の海外視察は、市民感覚から大きくずれたもので、こういった視察に税金を使うべきではなく、全額を返還するべきだと考える。

ウ 請求人代理人（松崎光成）の陳述（要旨）

（ア）請求書や事実証明書の見直し

今回の監査請求は、その前の2つの住民監査請求と法的な枠組みは全く同じだが、請求文の内容は全てのページに修正や加筆をしている。

特に、視察報告書については、監査委員は11か所の無難なコピー&ペースト部分しか認定していないが、今回の、視察報告書後半の致命的な間違いにつながるコピー&ペーストまで認定すれば、この旅行がいかにもずさんな内容であったかが明確になる。

例えば、半年も前に否決された国民投票のことだけを、スイスで聞いたか、あるいは、コピー&ペーストしたのか視察報告書に記載し、旅行の1週間前に可決したばかりの脱原発の国民投票のことは全く知らないまま帰ってきている。これが観光旅行だと言うところなのである。こういった実態を含めて事実証明書から読み取り、もう一度内容の検討をお願いしたい。

ソーラー技術専門見本市から地熱発電所に行き先を勝手に変更した件は、準備を担当した職員本人から直接事情を聴いていただきたい。我々や他の議員も、職員や通訳が付いてネット上でカード決済する方法があったと聞いている。ビジネスパーソンが、日常的に行っているチケット購入方法があったのに、これを、議員の誰一人できなかつたということは明白な嘘で、このような嘘を許さないでいただきたい。随行職員が2人いるのだから、6人全員ではなく、二つに分かれて、3人はカード決済でチケットを購入し、3人は地熱発電所に行くという対応すらしていないことを、明らかにしてほしい。

事実証明書も、以前の請求時からいくつも差し替えている。事実証明書⑦の1枚目から4枚目までは、6議員が観光カリスマと呼んでいる山田桂一郎氏の本を購入した上で、どのページから盗作が行われているかが分かるように新たに作成している。

盗作は、視察報告書だけではなく、9月議会の本会議での議員発言でも行われている。10月10日の高木議員の一般質問では、主な視察先である観光局のあるスイスのツェルマットの人口について、視察報告書では7,000人とし、他の議員の発言でも7,000人と統一されているのに、高木議員だけが人口5,700人と発言している。この5,700人という数字は、山田桂一郎氏の本に書かれている数字である。そして、高木議員の発言を全部見直してみると、その多くが山田桂一郎氏の本からの盗作である。詳細は請求書に記載しているが、このように、本を購入して、盗作部分を明らかにしている。

（イ）補足で提出した事実証明書の内容

監査請求書では9月議会について記載しているが、事実証明書【51】の6月議会における7月10日の松村議員の発言を例に、このような議会発言ではヨーロッパに行った意味がなく、あるいは、行かずとも発言できることを説明する。事実証明書【51】の1ページ目の矢印のところ、今回の視察に関する部分で、AからDまでの4段落にわたって、視察関連のドイツ情報が記載されている。

A段落には、「訪問先のうち、ドイツのミュンヘンでは地熱発電の先進事例について視察をしてみました。ドイツは、我が国と同じく天然資源に恵まれない国家であります。」とある。これは、社会科の教員からすると間違いであることを後で説明するが、このような内容を発言したのは、ドイツにおける地熱の状況と香川県の状況が似ていると言いたいので、事実と違うことを発言しているのだ。続いて、「従前、原子力発電への依存度が高かった点も我が国と同様であり、二〇〇〇年には国内総発電量に占める原子力発電の割合は二九・五%に達していました。」と、29.5%という数字が出てくる。その後、「そのドイツが福島第一原子力発電所で発生した事故を契機にエネルギー政策を大きく転換し、国内に十七基あった原子炉の全てを二〇二二年までに閉鎖する」と、発言している。しかし、このA段落と次のB段落の内容は、視察報告書には全く載っていない。現地で、原発廃止の話聞いたかどうかは分からないが、恐らく、福島事故が原因でドイツは全ての原発を閉鎖するという内容に触れることは、好ましくないとの判断があったのだろう。知事への質問では原子力発電についてどうするのかは全く聞いておらず、このような発言を冒頭にしている理由が分からない。

B段落では、「ドイツのエネルギー政策の転換は脱原子力のみならず、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーにも重点が置かれています。」とドイツの政策に触れ数字を挙げているが、その最終段落には、「再生可能エネルギーの占める割合は二〇〇〇年の六・六%から二〇一六年には二九・五%と実に二二・九%の増となっています。」と、ここでも、29.5%と言う数字が出てくる。この発言を聞いた時に、私は出典が何か直ぐに気付いた。私は2年前に退職した高校の社会科教員で、去年は忙しい社会科の先生のために授業資料を準備するボランティアをしていた。今年の1月と2月に使った、ドイツと日本のエネルギー施策の単元の時に使った事実証明書【52】の1ページの資料が、松村議員の発言の内容と同じであったのだ。普通、社会科教員が授業を行う場合、この資料を使用する。中学2年生の授業であるが、今の中学校では、こういう資料をコンピューターからそのまま教室の前のスクリーンに映して、「このグラフから何が読み取れるのか」について生徒で話をさせ、途中から、教員が誘導して「左端の2000年の原子力が29.5%」そして「右端の再生可能が29.5%」と、原子力が減って再生可能が増えていることを指摘する。つまり、松村議員の発言の出典は、中学生の授業の資料なのである。

次に、松村議員の発言が間違いだと指摘した部分についてであるが、この1ページのグラフにおいて、総発電量のエネルギー源別の割合が減っていないのが一番下の日本ではあまり使わない褐炭である。2ページのドイツのエネルギー資源の自給率のグラフにおいて自給が多いのが100%を超えている褐炭で、ドイツには世界最大の埋蔵量がある。そこで、中学校では、ドイツは天然資源、特に石炭関係が豊富だが、褐炭が多いためにCO2の削減に苦勞していると教えている。よって、松村議員の日本と同様に「天然資源に恵まれない」という発言は嘘である。

3ページは、ドイツでの原発の廃止は福島が原因だと、中学生にも教えている程度の常識だということを示すものである。科学者であった保守系のメルケル首相も福島をきっかけに原発を廃止したという中学レベルの話を、松村議員の発言ではA・B段落で述べているが、これは、日本で調べた内容なのである。ドイツで、原発廃止の話を知っていたのに、視察報告書に記載しなかったのであれば、それはそれで大問題であろう。

C段落については、事実証明書【53】の上段に、JTBが事前に配付したミュンヘンのウンターハヒングについての説明書を載せている。この視察に行く前の配付文書そのまま使っているのが、松村議員の発言のC段落である。視察に行かなくても書けることであり、行く前に受け取った資料のとおり発言している。松村議員の発言の中に、「カーリーナサイクル発電」というJTBの資料にもある言葉が出てくる。地熱発電の中でも、比較的低い温度で発電できるもので、C段落の最後の2行には、「本県においても掘削深によっては条件を満たす熱水源を探索可能ではないかと考えさせられた」とある。この表現に県民も騙されるのだ。この部分は、要は地熱発電所に行ったことに意味があると言いたいがために、わざわざこう書いているのである。

事実証明書【54】には、ウンターハヒング地熱発電所をインターネットで検索するとトップで出てくる、ドイツ在住の美濃口氏の記述を載せている。それによると、「アルプス山脈の麓というべきミュンヘンの近くには、別のエネルギー資源が2,500メートルから4,000メートル深い地下に埋もれている。そこに90度から150度のお湯をスポンジのように大量に含んでいる地層がある」とある。香川県は、70度から90度までしかない。さらに、「ウンターハヒング市のエネルギー源は、町の下3,350メートルの深い場所に数百万年前からたまっている122度のお湯」とあり、全く条件が違うのだ。

事実証明書【55】の1ページは、日本の環境省が地熱発電の可能性を探った日本列島の地図である。松村議員が発言した「カーリーナサイクル」を想定した温泉発電資源の分布図で、北海道、東北、九州などでは可能であるが、四国では無理なのである。既に、このような結論を4年前に環境省は出している。同じく3ページでは、香川県では、どの温度帯においても実用的な商業発電の導入可能性がゼロであるという数字が出ている。これは4年前に分かっており、松村議員も知事への質問の中では、地熱発電の導入には一度も触れておらず、知事も答えていない。質問をしていないのに、冒頭の発言で地熱発電に触れたのは、視察に意味があったと言いたいのだが、その内容は嘘なのである。

事実証明書【56】は、9月定例会での議会発言である。これは、高木議員の発言だが、既に住民監査請求がなされており、相当それを意識した発言になっている。「ミュンヘンのウンターハヒング地熱発電所では、その立地条件が本県と同じ」と、また松村議員と同様の発言を行い、「活火山も休火山もないミュンヘンの地に、当時の市長が地質学者であったことから、その専門的知識をもとに地下二ないし三キロから約八十度の温水しか採取できない」としているが、これも嘘で、実は120度台なのである。しかし、80度の温水しか採取できないため、「アンモニアを媒体として、その温度を約百四十度まで高め、発電と給湯に利用している」とし、「同条件の本県でも活用」と発言している。後にこれを否定しているが、80度しか採取できないという嘘を、ここでも言っている。視察報告書は、静岡県議のブログからの盗用であるが、それでも「80度以上」の温度と記載している。また、事実証明書【59】の、一般社団法人でんき宇奈月プロジェクトが行った現地視察の報告文では、「123.5℃の熱水」としている。現地ですっかりと視察をしていれば、「123.5℃」という数字を聞いているはずなのに、酔っていたために数字を確認していない。そして、もっと高い温度であると分かっていたにもかかわらず、議会発言では、「80度しか温度がないのに地熱発電を行っているので香川県でも活用できる」というように、嘘で地熱発電を正当化しようとしているのである。

第5 監査委員の辞退

本件請求の監査において、香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査を辞退した。

第6 監査の結果

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団（以下「本件視察団」という。）の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったため、監査結果の決定をすることができなかった。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 本件視察団の概要について

本件視察団は、平木享議員を団長として、山田正芳議員、谷久浩一議員、高木英一議員、松本公継議員、松村秀樹議員の計6名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名及び総務部知事公室国際課職員1名の計2名が随行している。

本件視察団は、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図ることを目的として、平成29年6月1日（木）から6月9日（金）9日間の日程で、ドイツ連邦共和国、スイス連邦及びイタリア共和国を視察している。

視察は、別表のとおり実施されている。

(2) 議員及び随行職員の派遣の手続について

ア 議員の派遣の手続

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

本件視察団については、平成29年5月2日付けで、構成員である議員6名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成29年5月2日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成29年5月香川県議会臨時会において議決され、決定された。

イ 随行職員の派遣の手続

職員の外国旅行の命令については、議会事務局においては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされており、また、知事部局においては、香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）第4条第2項に基づき、知事公室長の専決事項とされている。

議員6名が本件視察団として海外派遣されることに伴い、議会事務局長及び知事公室長は、当該海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、議

会事務局職員及び総務部知事公室国際課職員それぞれ1名に対して、外国旅行を命じている。

(3) 議員の費用弁償（旅費）及び随員職員の旅費の支出手続について

ア 費用弁償（旅費）及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、同条第2項の規定により、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第24条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当は、旅行先の区分に応じて、旅行中の昼食費、諸雑費等が定額で支給され、宿泊料は、旅行先の区分に応じて上限額が定められ、宿泊代金、夕食代、朝食代等が支給される。支度料は、海外旅行保険料、任意の予防接種料、スーツケース及び変圧器レンタル料の実費が支給され、旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費が支給される。

なお、外国旅行における内国旅行部分の旅費については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償（旅費）が支給され、職員については原則として在勤公署を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給される。

イ 本件視察団に係る費用弁償（旅費）及び旅費の支出額

議会事務局において、旅費事務処理要領（平成23年4月1日施行）に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成29年7月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,017,537円及び議会事務局職員1名の旅費658,402円、合計6,675,939円が、また、総務部知事公室国際課において旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、同月26日に、職員1名の旅費649,340円が支出され、総額7,325,279円の支出となっている。

(4) 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の手続について

ア 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の法的根拠

地方公共団体の事務事業のうち、地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託契約の締結方法は、地方自治法第234条第1項に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、同条第2項において、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り、これによることができる。

議会が海外に議員を派遣するときは、航空機、宿泊施設の手配等を業者委託しており、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして随意契約を行っており、契約

先の選定については、契約手続の前段階として法令上の制度ではなく、便宜上の制度としてプロポーザル方式又はコンペ方式を用いている。

これらの手続については、平成24年3月21日付け会計課長通知「契約手続の前段階として実施する公募手続について」（平成29年3月31日廃止）、平成29年3月22日付け会計課長通知「業務委託におけるプロポーザル・コンペ方式実施要領について」に沿って実施されている。

委託契約の契約担当者は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項第6号により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、議会事務局総務課長（議会事務局次長が事務取扱）の専決事項とされている。

イ 本件視察団に係る委託契約の手続及び業務内容等

海外派遣業務の委託契約先の選定については、以下のとおり、公募により企画書を募集した上、審査会を経て契約先が決定されている。審査会では、企画書提出者からのプレゼンテーションを行っている。

（ア） 企画書における記載事項

企画提案者の組織体制等、過去5年以内の本業務と同等の業務実績、参加者の航空券及び宿泊施設の手配、訪問先の手配（観光振興、環境施策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とし、訪問先及び視察内容を具体的に示すように指示）及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地でのサポート体制等

（イ） 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先の手配及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

（ウ） 公募公告から委託料支払までの経緯

平成29年3月9日に公募公告を行い、同月28日までに、2者から企画書の提出があった。同月30日に議会事務局及び総務部知事公室国際課職員4名で構成する審査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、翌31日に審査結果を通知している。契約は、契約日同年4月6日、契約額2,585,000円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年7月31日となっている。

（5） 海外派遣終了後の手続について

香川県議会において、議員の海外派遣に係る報告書の作成等について規定されたものはないが、運用として、海外派遣終了後に報告書や視察の概要等が作成され、議長に報告されている。

また、随行職員については、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）第8条において、職員は、公務による旅行を完了したときは、1週間以内に復命書を上司に提出しなければならないこととなっている。

本件視察団については、平成29年8月1日に議員の報告が、同年6月16日に随行職員の復命が行われている。

別表

年月日 (曜日)	発着地・滞在地	内 容
平成 29 年 6 月 1 日 (木)	高松空港発 羽田空港着／発 ミュンヘン着	(ミュンヘン泊)
6 月 2 日 (金)	ミュンヘン	・ニンフェンブルク城視察 ・マリエン広場視察 ・レジデント前広場視察 ・ウンターハヒング地熱発電所視察 (ミュンヘン泊)
6 月 3 日 (土)	ミュンヘン発 チューリッヒ着／発 ルツェルン着／発 インターラーケン着	・ライオン記念碑、カペル橋等視察 (インターラーケン泊)
6 月 4 日 (日)	インターラーケン発 ツェルマット着	・ユングフラウヨッホ等視察 ・カートレインの視察 (ツェルマット泊)
6 月 5 日 (月)	ツェルマット	・ツェルマット視察 (ゴルナーグラート鉄道、ゴ ルナーグラート展望台) (ツェルマット泊)
6 月 6 日 (火)	ツェルマット発 ミラノ着	・ツェルマット観光局訪問 (ミラノ泊)
6 月 7 日 (水)	ミラノ発 パルマ着 パルマ発 ミラノ着	・パルマ市長表敬訪問 ・パルマハム工場視察 ・パルマ市副市長等との交流会 (ミラノ泊)
6 月 8 日 (木)	ミラノ発 フランクフルト着／発	・在ミラノ日本国総領事館訪問 (機中泊)
6 月 9 日 (金)	羽田空港着／発 高松空港着	

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 本件視察団における視察先ごとの目的、内容及び成果の説明

ア ミュンヘン市内及びウンターハヒング地熱発電所視察 (6 月 2 日 (金))

(ア) ニンフェンブルグ城視察 (午前 9 時 10 分から午前 10 時 10 分まで)

a 目的

本県の観光政策の参考とするため。

b 内容

文化的遺産の保全技術や方法などを観察した。

c 成果

本県の文化芸術の振興を図るための貴重な情報を得た。また、街のシンボルである高

松城を中心とした将来に向けたまちづくりやにぎわいづくりの参考となった。

(イ) マリエン広場視察（午前10時40分から午前11時10分まで）

a 目的

本県の観光施策の参考とするため。

b 内容

大勢の見物客が集まる観光スポットを見学した。広場が観光名所へアクセスするハブ的な役割を果たしている。

c 成果

本県における観光地から他の観光地へと誘客を図っていく有効な施策のヒントとなった。具体的には、空港のある高松市が、栗林公園や高松城、屋島、高松港などでイベントを行うことにより、観光客を誘導し、そこから他の観光地へ誘導する有効な施策の一つとなることを学んだ。

(ウ) ミュンヘン・レジデント前広場視察（午後3時50分から午後4時50分まで）

a 目的

本県の観光政策の参考とするため。

b 内容

大勢の見物客が集まる観光スポットにおけるロケーションやにぎわいづくりに係る様々な工夫を視察した。

c 成果

本県の町並み保存や観光客の誘致施策の推進を図る参考となった。具体的には、街や景観に溶け込むモニュメントが集客の一つの手段となっており、本県でもイサム・ノグチや流政之のような本県にゆかりのある芸術家の作品、モニュメントを設置した広場、交流の場などの必要性を学んだ。

(エ) ウンターハヒング地熱発電所（午後1時30分から午後3時まで）

a 目的

2025年までにおいて再生可能なエネルギー電力率100%を目指しているミュンヘンにおいて、再生可能エネルギーとして新たな注目を集めている地熱発電所を視察し、本県環境政策の参考とする。

b 内容

地熱発電所において、様々な疑問点について質問をし、担当者から話を伺うことができたとともに、施設やその稼働状況を視察した。

c 成果

本県の電力自給に向けての方法も大切であるが、ドイツ・ミュンヘンのように地域ぐるみで考えながら行動することの重要性を感じるとともに、本県の再生可能エネルギーの促進導入など、本県環境政策の参考となった。

イ ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋等視察（6月3日(土)午後3時30分から午後4時50分まで）

(ア) 目的

本県観光政策の参考とするため。

(イ) 内容

ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋を訪問し、視察・情報収集した。

(ウ) 成果

ライオン記念碑では、歴史的遺産を観光スポットとしてどうPRし、観光振興に生かしていくかを聴取し、本県の歴史的観光資源をどう観光振興に生かすか有益な情報を得た。

カペル橋では、数百年にわたり施された保存技術等の視察を行ったことは四国八十八箇所霊場における木造建築の維持・保全などを図る上での参考となった。

ルツェルンでの取組は、本県での瀬戸内国際芸術祭でも生かせるものがあることを実感した。

ウ ユングフラウ及びカートレイン視察（6月4日（日））

(ア) ユングフラウ視察（午前10時20分から午後0時20分まで）

a 目的

鉄道を利用したスイスの国際観光政策として、観光鉄道、鉄道ネットワークがもたらす効果や地域における重要性を調査するため。

b 内容

ユングフラウ鉄道を利用し、ユングフラウヨッホ駅まで行き、観光施設を視察し、現地ガイド等から情報収集をした。

c 成果

車いす利用者に対しては、鉄道を乗降する際に手動リフトで係員が介助するほか、アイスパレスにおいては、階段部分に車いす専用のリフトが設置されており、移動には係員が常に同行するなど、障害者等に配慮したバリアフリー設備が完備されており、本県の観光地におけるバリアフリー対策の参考となった。

また、若手の優秀なガイド育成を県はもとより、市町と連携し、育成する制度づくりをする必要性を感じた。

また、四国八十八箇所霊場と遍路道のバリアフリー対策などの環境整備の必要性を感じた。これらのことにつき、提言をしていきたい。

また、四国新幹線誘致をはじめ、本県の地域の公共交通の利便性の向上について、地域住民と協働し、より充実した公共交通網の充実を図る必要性を感じた。

(イ) アルプスランジット計画及びカートレインの視察（午後4時50分から午後5時10分まで）

a 目的

アルプスでの道路建設を止め、アルプス縦貫輸送において道路から鉄道への転換を図る環境に配慮したアルプスランジット計画の現状を視察するため。

b 内容

アルプスランジット計画は、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新たな基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く高速鉄道で、西側の「レッチェベルクルート」を利用して、カートレインに乗車した。

c 成果

スイスにおける交通政策を含めた環境施策を、瀬戸内海振興に置き換えて考えたとき、世界に発信できるエネルギー施策や環境施策にも配慮した施策が必要であり、今回の視

察で得た情報を参考に、本県環境施策等への提言につなげたい。

エ ツェルマツ村内視察（6月5日（月）午前9時30分から午後5時30分まで）

（ア） 目的

スイスの観光・リゾート地であるツェルマツの観光政策や住民活動等の実態を視察するため。

（イ） 内容

ツェルマツ村内視察、ゴルナーグラート鉄道を通じて観光施策を視察した。

（ウ） 成果

ツェルマツでは、環境を保持するために住民から提案され、継続的な話し合いの結果、1986年から「カーフリーリゾート」として、村内では、馬車と電気自動車を主な交通手段としており、電気自動車等については、環境保全のため、車の形状に基準を設けているなど、徹底したまちづくりの実施を行っており、高松丸亀町商店街のアーケード街への車両の乗り入れ禁止等の事例はあるが、環境に配慮した、町をあげての住民も積極的に参加しているまちづくりは、今後の本県の観光・環境に配慮したまちづくりを推進していく上で、大変参考になった。また、ゴルナーグラート鉄道においては、勾配の急な路線で坂を下る際に車輪の摩耗や車輪等の過熱によるフェード現象等の問題が発生するが、モーターを発電機として使用し、つくられた電力でコスト削減を図るなど、本県における環境や人にやさしい公共交通のあり方を考えていく上で参考になった。

オ ツェルマツ観光局訪問（6月6日（火）午前9時から午前10時20分まで）

（ア） 目的

ツェルマツ観光局からDMOの講演を受け、本県の観光政策及び地域振興に活用するため。

（イ） 内容

住民のほとんどが観光業にかかわっているツェルマツの観光局から、観光の歴史、観光客の内訳、観光局の役割・財政状況等について説明を受けるとともに観光政策等について質問を行った。

（ウ） 成果

ツェルマツは、人口7,000人の町に年間200万人もの観光客が訪問し、地域全体でリピーターを増やすよう努力し、進歩を重ねている。また、観光客のためだけではなく、住民の生活の向上や満足度を満たすことを重視し、時間をかけてじっくりと育て上げ、生活の中に豊かさやライフスタイルを生み出している。ツェルマツでは、常に生き残るために質的向上を続ける努力をしてきた。そのため、住民に危機感と責任感が共有されており、人々の経験や苦勞など、日本における観光政策の違いを、痛感するとともに、今後の本県の観光政策を推進していく上で大変参考になった。

カ パルマ市庁舎及びパルマハム工場訪問（6月7日（水））

（ア） パルマ市長表敬訪問（午前11時から午前11時45分まで）

a 目的

2015年8月に交流協定を締結したパルマ市を訪問し、交流を深める。

b 内容

パルマ市庁舎を訪問し、フェデリコ・ピザロッチェ市長、クリスティアーノ・カーザ

副市長等と面会した。

c 成果

本県とパルマ市との交流事業の成果等を相互確認するとともに、今後の交流促進・文化振興を図るための意見交換を行い、更なる交流の促進につながった。今後は、学生の交流だけでなく、経済面での交流、また、市と県といった交流のみならず、市民、県民の直接交流を深めていきたいとの貴重な話を聞くことができた。

(イ) パルマハム工場視察及び交流会（正午から午後2時30分まで）

a 目的

パルマ市の特産品であるパルマハムの工場を視察した。

b 内容

Parma Food Valley地域にある「ローザ・デル・アンジェロ」社を訪問し、パルマハムの特徴や職員の手作業による製造のこだわり等について説明を受けるとともに一貫した製造工程、売店でのハム製品の販売の様子を視察した。

c 成果

本県の県産品振興策に反映するための情報を得ることができた。

また、交流会の中で、生ハムの日本への輸入に当たり、パルマ市との「食の交流」を一層進めるには、検疫等の規制緩和がポイントであるとの話があり輸出入促進を考えていく上で参考となった。

キ 在ミラノ日本国総領事館訪問（6月8日(木)午前10時から午前10時40分まで）

(ア) 目的

在ミラノ日本国総領事館を訪問し、イタリアの情勢等の情報収集や本県産業・文化のPRを行うため。

(イ) 内容

在ミラノ日本国総領事館において、中津川総領事を表敬訪問し、最近の北イタリア情勢、日本とミラノの関係、総領事館の活動に関する事等の説明を受けるとともに、意見交換を行った。

(ウ) 成果

ミラノにおける観光施策等について意見交換を行い、ミラノからの観光客誘致のために、本県産業・文化のPRを、いろいろな広報媒体や機関を通じて宣伝する必要がある。香川県を本籍とする人は、27世帯、37人のみ。また、香川県でのイタリア人の宿泊者数は、540人（平成28年度）で、まだまだ交流が盛んとは言えない現状であり、今後も各種交流施策の拡大を図っていく必要性を痛感し、観光施策を推進していく上で大変参考になった。

- (2) 報告書における、観光ガイドや他人の情報の引用箇所及び引用元は、以下のとおりである。引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためである。引用箇所については、いずれも作成者の許諾は得ていない。

引用箇所	引用元
報告書3ページ 「人口140万人を超える「村」だと言われるミュンヘンであるが、『都会にありがちな冷たさがなく、ボヘミアンや若者、旅人を迎え入れてくれる温かさがあると言われている』」	株式会社JTB中国四国が作成した「香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察

<p>「1675年に完成して以降、『戦争による破壊をもまぬかれ、「妖精（ニンフェ）の城（ブルク）」の名にふさわしい往時のままの美しい姿を見せている。』」</p>	<p>団資料」から引用</p>
<p>報告書7ページ 「<地熱発電のシステム> ・2000m～5000mの井戸を掘る。 ・地下から80℃以上の熱水を汲み上げる。 ・汲み上げた熱水は、バルブで発電用と暖房用に分離する。 ・発電用の熱水は、シーメンス製のプレート型熱交換機に送る。 ・熱交換され蒸気となったアンモニア水により、タービンを回し発電する。 ・暖房用の熱水は別の熱交換機にかけ、熱交換した温水を市内に循環させる。 ・各家庭は、個別に受け入れメーターを通して、熱交換した温水を利用する。 ・発電と地域暖房に利用した熱水は、温度が下がり、返送用の井戸を通じて地下へ返す。」</p>	<p>静岡県議会議員高田やすひさ氏のオフィシャルサイト中のブログ記事を参照</p>
<p>報告書8ページ 「当発電所は、ドイツ連邦環境省から約480万ユーロ（5億7600万円）の助成を受けて建設、運営されている。約3.1メガワットの電力と最大16メガワットの熱を供給することを目標としており、これにより、相当な化石エネルギーの利用が削減されるほか、年間約12万トンのCO2、7トン以上のSO2、及び11トン程度のNOxを削減することができる。また、当発電所から得られた熱エネルギーを地域内の公共施設、企業、住居など様々なところに供給するため、地域熱供給網を構築することができている。」</p>	<p>E I Cネットの海外ニュースを参照</p>
<p>報告書10～11ページ 「また、かつてワグナーやラフマニノフが暮らしたルツェルンでは、1910年代から小さな音楽祭が行われていた。この音楽祭は、ザルツブルクでの音楽祭が隆盛を極めることで衰退したが、ナチスによるオーストリア併合がきっかけとなりザルツブルク音楽祭から締め出された音楽家たちを集めて、1938年に第1回国際音楽祭が開催された。」</p>	<p>ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」のページを参照</p>
<p>報告書12ページ ルツェルン・カルチャーコンGRESSセンターの写真</p>	<p>ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」の写真を引用</p>
<p>報告書16ページ 「『アルプトランジット計画とは、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新しい基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く新しい高速鉄道を建設するプロジェクト』であり、世界最長のゴットアルドベーストンネルを有する東側の「ゴットアルドルート」と西側の「レツチュベルクルート」の2ルートが建設されている。」</p>	<p>ウィキペディア「アルプトランジット計画」のページを参照</p>
<p>報告書17ページ アルプトランジット計画の計画図</p>	<p>ウィキペディア「アルプトランジット計画」の写真を引用</p>
<p>報告書18ページ カートレインの写真</p>	<p>たむたむの自民党</p>

	(livedoor Blog) の写真を引用
報告書 20 ページ 「この鉄道は、アルピニズム黄金期を迎えた 1898 年に開通した伝統ある路線であり、高低差 1469m を約 40 分で結ぶ鉄道である。」	スイス政府観光局のHPを参照
報告書 20 ページ 「また、勾配の急な登山鉄道の場合、摩擦を利用したブレーキであれば、車輪の磨耗だけでなく、摩擦熱による車輪等の過熱によりフェード現象等の問題が発生するが、この鉄道では、坂を下る際にモーターを発電機として使うことによりそれらの問題も解決され、作られた電力によりコスト削減も図られているとのことであった。」	凸凹な空気 (Yahoo! ブログ) を参照

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

(2) 派遣目的の妥当性

本件視察団派遣の目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、重点施策の一つに「豊かな地域資源を生かして交流人口の拡大を推進する」ことが位置づけられ、そのための施策として「観光かがわの推進」や「地域の活性化につながる交流の推進」が掲げられている。

また、重点施策の一つに「クリーンで快適なふる里をつくる」ことが位置づけられ、そのために、「地域から取り組む地球環境の保全」などの環境の保全に関する施策が掲げられている。

さらに、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、イタリアパルマ市との友好交流を推進することとしている。

したがって、本件視察は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資する

ものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(3) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則第125条の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、白川容子議員からの視察の目的や日程、予算、視察団の構成についての質問に対し、谷久浩一議員が答弁をしている。その質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「企画当時は、まだ入場券の予約が始まっておらず、人数が確定してから入場券を入手する予定であった。派遣について議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハヒング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。この点について、請求人は、他の多数の参加者ができている個人でのチケット入手ができないことはあり得ない旨や、バイオマス発電の視察などと分担する方法があった旨を主張するが、議長からは、「旅行業者に委託しない場合は、入手手続きをとるためのノウハウがなく、手続ミスや個人情報の漏出が懸念されたため、確実性と安全面を最優先した結果、視察先を変更せざるを得なかった。バイオマス発電については、平成21年に同じくドイツのユーンデ村において、バイオマスを利用したエネルギーの有効活用の視察を行っていることから、視察先には選定しなかった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、派遣業務の公募に関して、「3か国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的に視察先の選定を行ったと言えない。」と主張する。

本件視察団派遣に係る委託業務の受託者の選定については、企画提案方式による公募によ

っているが、その公募公告において、「香川県議会議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てること」とする派遣目的と全体の日程案を示したうえで、観光振興、環境政策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とする訪問先及び視察内容の提案を求めている。示された日程案では、宿泊地のほか、ルツェルン、世界遺産スイスアルプス ユングフラウ、ゴルナーグラート、パルマ視察、在ミラノ日本国総領事館訪問があらかじめ特定されており、それ以外の部分について、目的に合う訪問先及び視察内容の提案を求めるものとなっている。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

公募手続との関係では、議長からは、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るといふ派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということではできず、視察先が追加されなかったのは協議、調整の結果にすぎないといえることから、請求人の主張は失当である。

また、パルマ市訪問に係る日程設定について、請求人は、訪問日はパルマ市長選挙最終盤の混乱期であり、相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで設定された旨を主張するが、議長からは、「効率的な日程を計画する中で、イタリアは三か国のうち最後に訪問することとし、ミラノからドイツのフランクフルトに移動し帰路につく前日にパルマ市を訪問するコースがベストであるという結論に至った。国際課からパルマ市に対して日程調整を行ったところ、訪問団を受け入れることは問題がないが、市長への表敬訪問については予定を調整中であるとのことであった。仮に市長との面会ができなくても、副市長等と面会し、意見交換等を行うことは可能であると考えたが、訪問当日は、市長の意向もあり面会を果たすことができた。」とする旨の説明があった。したがって、一方的に日程設定を行ったとはいえず、請求人の主張は当たらない。

さらに、請求人は、「たった4年前に、派遣6議員が属する香川県議会自由民主党議員会の議員による「ドイツ・クロアチア視察団」がドイツを訪問しており、全く同じ「ドイツ」の「環境政策」視察が実施されているのだから、そもそもドイツに行くべきでなかった」旨を主張するが、議長からは、「訪問する地域や視察先、具体的な調査項目はすべて異なっており、それぞれに有意義なものであった」とする説明があった。「香川県議会ドイツ・クロアチア視察団」の報告書の内容を確認したところ、当該説明に矛盾はなく、ドイツ訪問の必

要性がなかったとはいえない。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「視察内容が派遣目的に合致しないとする意見」と、「視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかった。

参考として、それぞれの意見の概要を記載する。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じるにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのもを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等についての確な回答ができなかったのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかった表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自粛の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に応えているとはいえず、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

<視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見>

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。請求人は、これら議員の議会での発言について、県政に関する質問や政策提言につながっておらず、観光旅行レベルである旨を主張するが、政策の実現には多角的な方面から様々なアプローチの仕方があり、議員それぞれの見解は尊重されるべきものと考えられる。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというのではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待されるべきところであり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、虚偽記載や膨大な盗用、致命的な誤りがある旨を主張す

る。

監査委員は、議長に対して、視察報告書について、観光ガイドや他人の情報の引用がある場合、該当箇所と引用元及び引用した理由、引用に係る許諾の有無について調査したところ、11か所の文章や写真について、ウィキペディア等からの引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。さらに、十分な裏付け確認を行わないまま、参照・引用した箇所が一部にあったことは事実であるが、現地には実際に行っており、決して悪意があったわけではないとしている。

これら引用があった部分及びこれら以外に請求人が引用等を主張する部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用している場合はその出所を明示するとか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応すべきであったといえる。

また、請求人が、訪問してもいない施設を「訪問させていただいた」と虚偽記載していると指摘する「ルツェルン・カルチャー・コングレスセンター」については、議長からは、「当該センターの視察については、建物の中には入らず、外で施設の説明を受けている」との説明があり、同じく、聴取して有益情報を得たと虚偽記載していると指摘する「ライオン記念碑」の視察については、「この前後の時間を合わせて、歴史的遺産のPR方法などを聴取している」とする説明があった。これらの視察に係る記載内容には、誤解を招く表現があったことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認めることはできない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

以上により、本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

第7 議会に対する要望

本件住民監査請求の対象とされている香川県議会議員の海外視察に対する県内外からの批判を受け、県議会では、議会改革検討委員会において、海外派遣のあり方について検討が行われたところである。

その検討に当たっては、平成29年10月27日付け及び同年11月7日付けで公表した議員の海外派遣に係る住民監査請求の監査結果において、監査委員が議会に対し要望した事項も踏まえ、改善策が協議され、同年12月8日付けで「議員の海外派遣取扱要領」が制定されたところである。

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いうまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元され

るべきものである。

議会においては、このことを念頭に、今後、海外派遣の成果をより高めるため、当該取扱要領の厳正な運用を図られるよう要望する。